

参考資料集

令和 4 年 1 1 月

1. 卒業後の留学生等の活躍に向けた環境整備

外国人留学生の定着に向けた主な施策一覧

留学後・就職活動時

留学生就職促進プログラム

「ビジネス日本語」「キャリア教育（日本企業論等）」「中長期インターンシップ」を一体とした学ぶ環境を創設する取組を支援【文部科学省】

大学と労働局との協力協定の締結による一貫した就職支援

大学と労働局（ハローワーク）の協定締結を通じた留学早期からの就職支援【厚生労働省】

外国人雇用サービスセンターの設置

留学生を含む高度外国人材の就職支援拠点として留学早期の意識啓発からマッチング・定着に至るまで多様な支援メニューを提供【厚生労働省】

外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム

日本の職場で必要なコミュニケーション能力やビジネスマナー、雇用慣行等に関する知識の習得等のための研修のモデルカリキュラムを開発【厚生労働省】

在職中

外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック

企業が外国人留学生等の採用や入社後の活躍に向けて、押さえるべき12のポイント（チェックリスト）やベストプラクティス集を記載【経済産業省、厚生労働省、文部科学省】

「職場でのミスマッチコミュニケーションを考える」動画教材

職場における日本人社員と外国籍社員の効果的なコミュニケーションに向けた学びを促進【経済産業省】

外国人雇用管理アドバイザー

外国人の雇用管理の改善や職業生活上の問題など事業主からの相談に対して、事業所の実態に応じて専門的な指導・援助を実施【厚生労働省】

外国人労働者の人事・労務に役立つ支援ツール

企業の人事・労務に関する多言語での説明や、お困りごとの背景にある文化ギャップを埋めるため、①雇用管理に役立つ多言語用語集、②外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集、③モデル就業規則やさしい日本語版、を作成・公表【厚生労働省】

高度外国人材活躍推進事業

高度外国人材活躍促進プラットフォームでの一元的な情報発信や、地元企業への就職・定着促進のための産学コンソーシアムの設立、高度外国人材の活躍促進に向けた伴走型支援【経済産業省】

在留資格に係る制度

高度人材ポイント制や、一定の要件の下での就職活動中等の者への在留資格の付与等【法務省】

生活環境面

外国人受入環境整備交付金【法務省】

自治体における在留外国人の在留手続きや雇用、医療、福祉、出産・子育て、子供の教育等の情報提供や相談窓口の設置・運営を支援

外国人在留支援センター

4省庁8機関がワンフロアで連携して、在留資格の更新・変更、労働関係法令、VISAの取得・入国手続、法律トラブル、人権等に関する相談、高度外国人材・留学生の受入れ促進、就職支援の受入れ促進等を実施【法務省、外務省、経済産業省、厚生労働省】

外国人生活支援ポータルサイト

日本に在留する外国人やその支援者に対して、在留手続や住民登録、教育・日本語学習、年金・社会保健、税金、住宅などに関する有用な情報を提供【法務省】

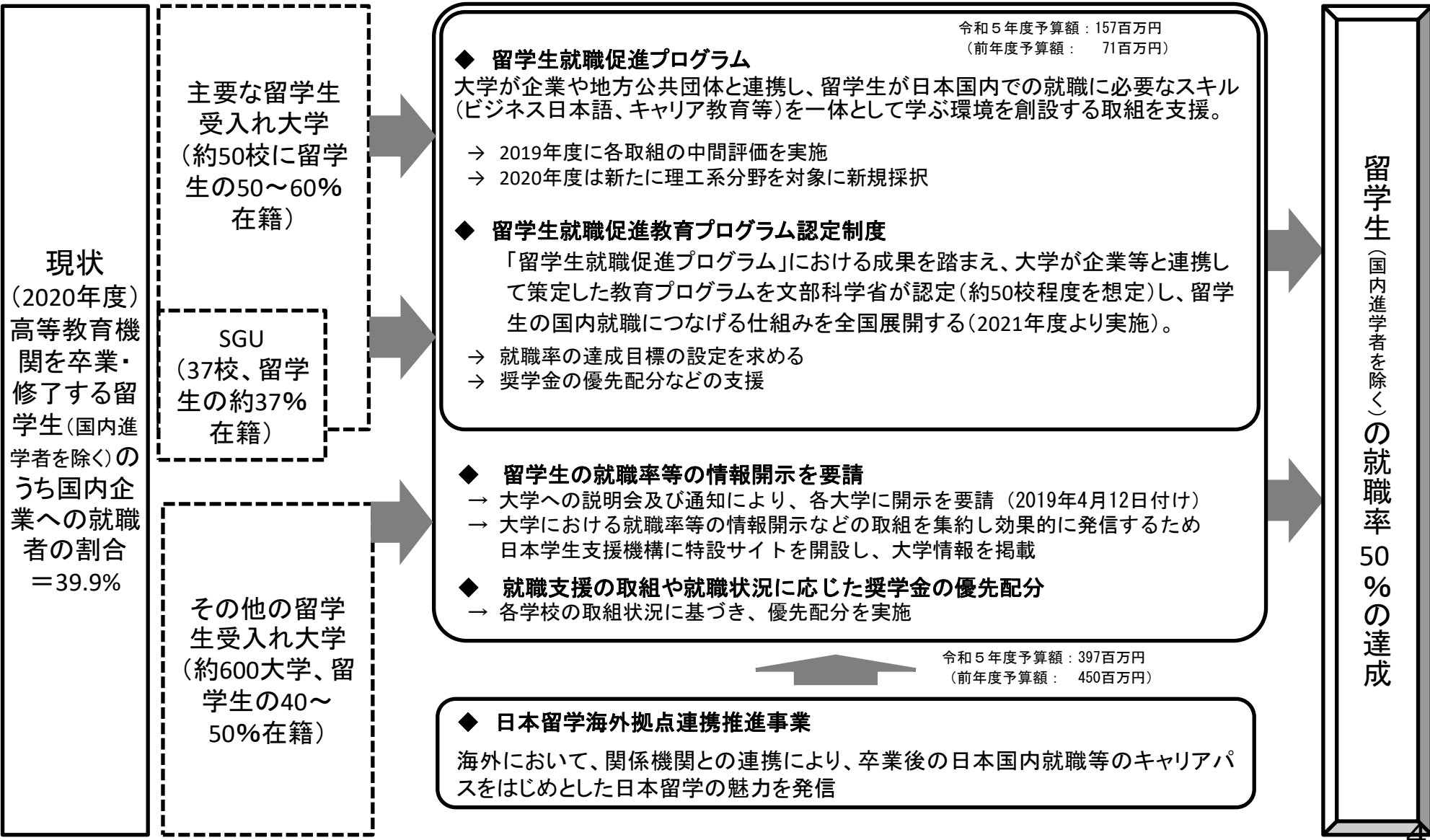
外国人の民間賃貸住宅の入居に役立つ支援ツール

①不動産事業者向けに、外国人との契約の際の配慮事項や注意点、賃貸住宅標準契約書等（多言語対応）を記載したガイドライン、②外国人向けに、日本での部屋の探し方や契約時に必要な書類、入居手続き、日本の生活ルール等に関する情報を多言語で記載したガイドブック等を作成・公表【国土交通省】

(外国人留学生の国内就職に向けた支援)

外国人留学生の国内就職のための主な支援策（文部科学省）

留学生の日本国内での就職を支援するため、大学・専修学校、企業、地方公共団体等の連携の下、留学生を国内就職につなげる仕組みの構築を促進するとともに、卒業後の日本での就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力について統合的な発信を図る。



● 背景・課題

✓ 日本国内での就職を希望する外国人留学生は、単一回答の調査で43.8%、複数回答可の調査で54.9%を占めているが、国内の高等教育機関を卒業・修了した留学生のうち、実際に国内に就職した者の割合は、約30%に留まっている。留学生が日本国内で就職するにあたっての課題として、留学生と企業間のミスマッチの存在が挙げられ、留学生側の視点からのハードルとしては、下記の2点が考えられる。

- ・ **一定水準以上の日本語能力（特にビジネス日本語能力）**
- ・ **日本企業における働き方や採用・労働慣行（長期雇用・年功制等のキャリア観や労働観等）に関する理解** の必要性

✓ 「対日直接投資促進戦略（令和3年6月）」、「成長戦略フォローアップ（令和3年6月）」での設定目標

➡ 2025年度末までに我が国の高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合**50%**を目指す。

取組内容

大学が地域の自治体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「**ビジネス日本語**」、「**キャリア教育（日本企業論等）**」、「**中長期インターンシップ**」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援し、地域単位の取組に加えて、留学生の専攻や就職する企業の業種等に応じて、大学・企業等が地域横断的に連携して行う留学生の就職促進の取組を構築する。

従来からの取組に加えて、外国人留学生を対象とするインターンシップの効果的な実施や、外国人留学生の就職後の活躍促進に向けて、下記の各項目を反映したものとする。

- － 外国人留学生の受入れや支援等を担当する留学生センター等と学生に対し就職指導や求人情報を提供するキャリアセンター等の連携強化といった大学事務組織の(再)構成を促す。
- － インターンシップ受入れに向け企業等からの相談に対応できる支援体制の構築を求める。
- － 企業等の採用・人事労務担当者を対象に、留学生のインターンシップ受入れの好事例や高度外国人材の活躍促進等に係るセミナーをJV-Campus等のプラットフォームにより提供する。
- － 起業活動支援の要素を含むものについては、内容に応じ審査の点に加点する。

取組イメージ



地域配置も考慮しつつ、成果を上げられるような拠点校を選定し、支援

開始時期	特色	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (平成31)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)
平成29年	地域の自治体や産業界との連携を重視	12拠点									
令和2年	AI、サイバーセキュリティ、ロボティクス、IoT等の産業分野を特に対象とする				3拠点						
令和5年 (予定)	STEAM分野に加え、DX・GX等の今後の人材需要が見込まれる分野を主に対象とする							5拠点			

留学生就職促進教育プログラム認定制度（文部科学省）

背景

日本経済全体の活性化のため、幅広い産業で需要が高まる高度外国人材の獲得・定着が求められており、外国人材の活用は政府方針の柱の一つとなっている。

⇒外国人留学生の日本国内での就職率を3割から5割に向上させることを目指す（日本再興戦略改訂2016（平成28年6月2日閣議決定））

課題

- ① 日本の採用慣行や日本企業等での働き方の理解
- ② ビジネスの世界で求められる日本語能力
- ③ 外国人留学生採用枠の拡大
- ④ 外国人留学生向け就職情報の充実
- ⑤ 外国人留学生用インターンシップの充実 など

事業概要

外国人留学生に対する「日本語教育」、「キャリア教育（日本企業論等）」、「インターンシップ」を一体として提供する質の高い教育プログラム（留学生就職促進教育プログラム）を文部科学省が認定。当該プログラム修了者が就職活動において各大学が発行する修了証明書を提示することにより、外国人留学生の国内企業等への就職を一層促進する。

日本語教育

- 取組に参画する各業界の需要や履修者の専攻分野、想定するキャリアパス等を踏まえ、履修者が在学中に身に付けるべきビジネスコミュニケーション能力や日本語の能力水準を明確に設定し、対外的に明示できるようにすること。

キャリア教育（日本企業論等）

- 一般的な企業文化の講習にとどまらず、**より実践的なキャリア教育を施す**ことにより、学生のキャリアプランをしっかりとイメージさせる取組であること。
- 主として企業人による、日本企業・組織での働き方・キャリアパスの講習、日本企業・組織で働くことの意義に関する講義等を行っていること。加えて、想定するキャリアパス等を踏まえ、**業界研究等の就職活動の支援**を行っていること。

インターンシップ

- 国内企業等における**2週間程度以上のインターンシップを実施**していること。短期のインターンシップを複数回に分散して実施する場合は、国内企業等でのインターンシップ経験日数の合計が2週間程度以上となるものであること。
- **事前・事後指導を含めて1か月程度の期間が確保**されていること。

インセンティブと目標とする成果

- 外国人留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外
国人留学生学習奨励費）の優先配分の対象となる。
- 認定により、企業等における信用度向上、採用における留学生能力の把握を容易にすることができる。

- 履修者のうち、修了者の割合が8割を超えること。（就職活動を開始する前までに、教育プログラムを修了させ、修了証明書を交付。）
- 卒業・修了者のうち、我が国で就職を希望する者が、当該年度末までに国内企業等の就職・内定を得た割合が5割を超えること。

外国人雇用サービスセンターについて（厚生労働省）

- **外国人雇用サービスセンター**（外国人版ハローワーク：東京、愛知、大阪、福岡）を、留学生を含む高度外国人材の就職支援拠点と位置付け、ハローワークの全国ネットワークを活用し、**留学早期の意識啓発からマッチング・定着に至るまで、各段階で多様な支援メニューを提供。**
- また、一部の新卒応援ハローワークに**留学生コーナー**を設置し、外国人雇用サービスセンターと連携し、**担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施。**

1. 全国的ネットワークによるマッチングの促進

外国人雇用サービスセンターは、求人・求職を集約した上で、全国のハローワークや新卒応援ハローワークとの連携により、卒業に至るまで複数年にわたり、**全国のかつきめ細かな就職支援を実施。**

2. 意識啓発・カウンセリング等

大学の就職支援担当者等を訪問し、未内定留学生の把握や外国人雇用サービスセンターの利用勧奨を行う。また、国内就職希望の留学生に対し、在籍の早い段階から就職ガイダンスを実施するなど、**留学生の意識・動機付け**に向けて連携。

3. インターンシップ・大学との連携

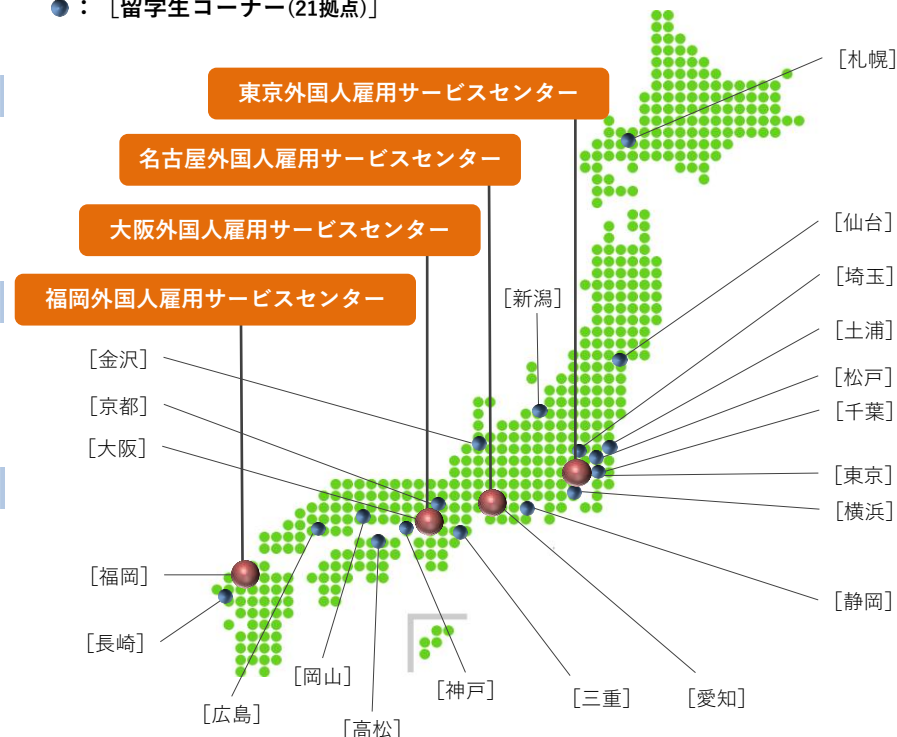
企業と留学生の相互理解の促進を通じ、国内就職市場拡大を図るため、**留学生向けインターンシップを実施。**また、**大学の就職支援担当者等との情報交換を実施。**
（インターンシップは夏季と春季に実施）

4. 留学生を採用する企業等に対する支援

- ・留学生を採用する企業の開拓に加えて、外国人雇用管理アドバイザーによる採用時（在留資格変更手続きを含む）や人事労務管理上の留意点に関する相談など、**外国人留学生を採用する企業等に対する各種相談業務を実施。**
- ・東京外国人雇用サービスセンターとジェトロで連携し、事業主向けセミナー等のイベントを実施。
- ・ジェトロ主催の留学生向け合同企業説明会に初めて参加する企業向けに講演を実施。

【拠点図】

●：[留学生コーナー(21拠点)]

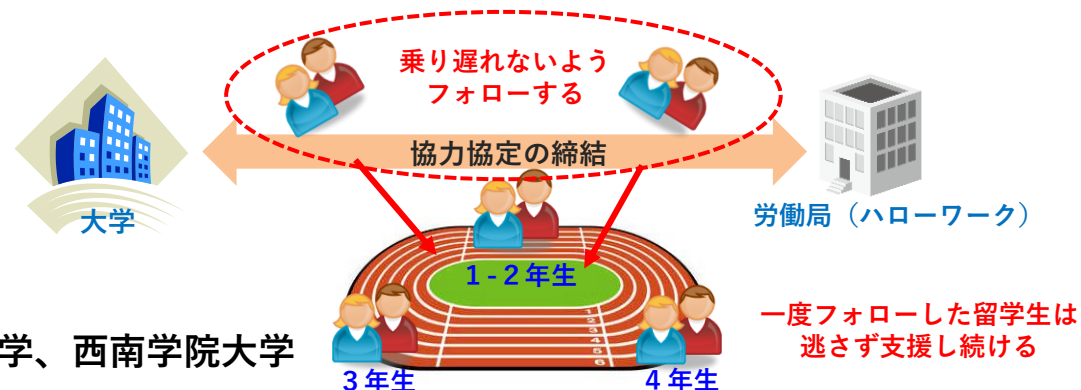


ハローワークと大学が連携した就職支援（厚生労働省）

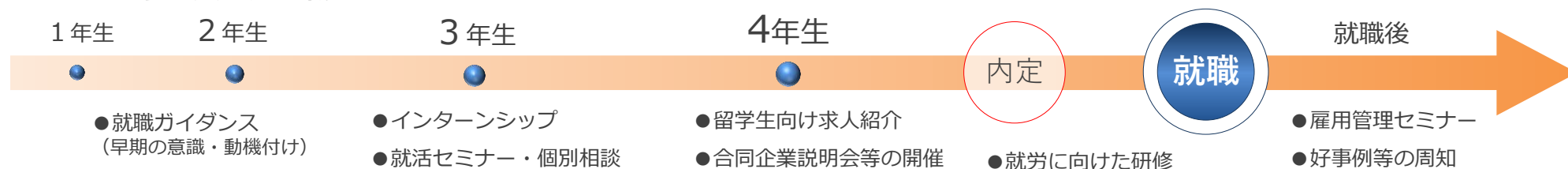
大学と労働局との協力協定の締結による一貫した就職支援の実施（令和2年度～）

新たに大学と労働局（ハローワーク）の間で、協力協定の締結等を通じて連携を強化し、外国人留学生在が日本の就職活動のトラックに乗り遅れないよう、留学早期から一貫した就職支援を行う。

締結先：上智大学、名城大学、立命館大学、福岡大学、西南学院大学



留学早期から一貫した就職支援のイメージ



対象	主な課題	対応	具体的施策
1-2年生	日本の就職活動の仕組みがわからない 業界研究や企業研究の仕組みがわからない	日本で働くことへの正確な理解を促し、魅力を伝える	外国人雇用サービスセンター等の利用勧奨 就職ガイダンスの実施（大学等への出張講座）
3年生	留学生インターンシップの充実 日本語での面接対応が難しい 入社後の仕事内容が不明確 企業がどのような人材を求めているか不明 日本語による書類の書き方がわからない	就活の早期開始を促し、学生、企業双方の理解を促す 面接での自己PRや履歴書の書き方を学ぶ	留学生インターンシップの開拓・活用 面接対策等の就活セミナー 履歴書の書き方等の個別相談
4年生	留学生向けの求人が少ない 留学生向け就職情報の充実	十分なマッチング機会を設ける	留学生向け求人の開拓・紹介 合同企業説明会等の開催
内定後 就職後	日本の職場でのコミュニケーション・文化に対する理解が乏しい（※企業側の認識）	早期離職の防止、職場定着に向けた実践的な理解の促進	就労に向けた研修（ビジネスマナー・雇用慣行等） 雇用管理セミナー（企業向け） チェックリスト・好事例等の周知（企業向け）

「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」の概要（厚生労働省）

【現状と課題】

- 外国人留学生は65%が日本国内での就職を希望しているにもかかわらず、実際の国内就職率は35%に留まっており、その原因として、**日本特有の就職活動への情報不足等が課題**として挙げられています。
- また、採用後のミスマッチを解消し、定着率を高めるためには、**日本の企業文化・価値観・雇用慣行等への理解を深めることも重要**です。

【モデルカリキュラムの開発】

日本で就職を希望する外国人留学生を対象に、日本の職場において必要なコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー、雇用慣行等に関する知識の習得などを目的とした研修の**モデルカリキュラム**を開発しました。

1 就職活動準備コース

大学1・2年生、大学院1年生対象

＜目的＞

日本での**就職活動の進め方**や外国人が日本企業で**活躍している事例**を知ることにより、外国人留学生が日本で働くことをイメージすることができ、**就職活動の準備の自覚を促す**。

＜研修内容＞ ※各講義の時間の目安は60～90分程度

- 講義1 日本の就職活動について
- 講義2 日本型雇用の特徴
- 講義3 日本企業で活躍する人材になるためには
- 講義4 キャリアについて考える
- 講義5 日本の職場文化を知ろう

2 就職活動・内定後コース

大学3・4年生、大学院2年生対象

＜目的＞

具体的な**就職活動のテクニック**など就職活動に役立つ情報に加え、入社後に想定される**職場文化ギャップ**について、事例を交えながら理解を深めることで、**入社後の定着を目指す**。

＜研修内容＞ ※各講義の時間の目安は60～90分程度

- 講義1 日本の就職活動について
- 講義2 職場におけるコミュニケーション～基礎編
- 講義3 職場におけるコミュニケーション～応用編
- 講義4 事例研修～よくある悩みや課題について
- 講義5 日本企業で働く上で知っておくべき労務知識



【モデルカリキュラムの活用】

このカリキュラムは、**大学のキャリアセンター**や**地方公共団体**が外国人留学生向けに実施する研修や、**民間企業**が内定者向けに実施する研修などで活用していただくこと想定しています。また、厚生労働省が設置する**外国人雇用サービスセンター**（東京、名古屋、大阪、福岡）において、本カリキュラムによる留学生向けの研修を順次実施する予定です。

外国人雇用管理アドバイザーによる事業主支援について（厚生労働省）

概要

都道府県労働局等に「外国人雇用管理アドバイザー」※を配置し、**外国人労働者の雇用管理の改善や職業生活上の問題**など、外国人を雇用する事業主からの様々な相談に対して、事業所の実態に応じた**専門的な指導・援助**を行う。

※ 社会保険労務士や中小企業診断士など、外国人労働者の雇用管理の改善に関して深い知識と経験を有する者へ委嘱。

利用方法

最寄りのハローワークを通じて、外国人雇用管理アドバイザーへの相談申込みが可能（**相談費用無料**）。

訪問日程を調整の上、外国人雇用管理アドバイザーを事業主の元へ派遣し、相談に対応。

※ このほか、窓口において外国人雇用管理アドバイザーによる相談を実施しているハローワークもある。

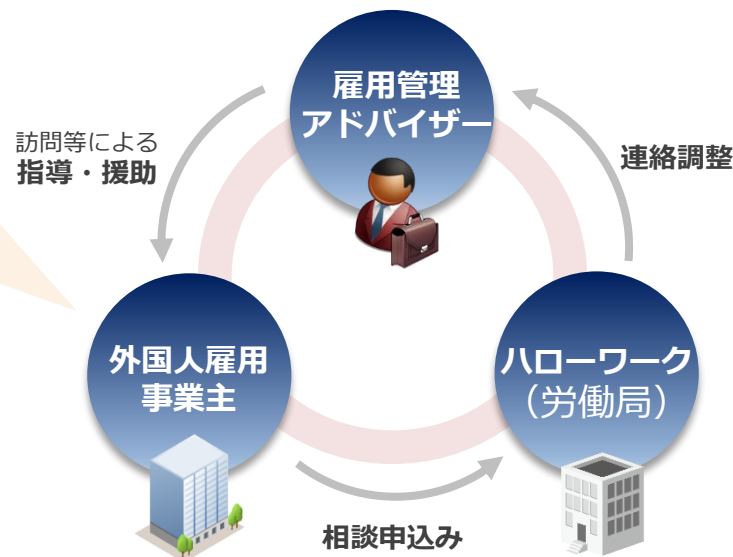
相談事例

〔雇用管理面での相談〕

- 外国人労働者を雇用するにあたり、どのような点を考慮したらよいか
- 日本語の不慣れな外国人労働者への職場教育はどうしたらいいか
- 労働契約、職務配置、福利厚生、退職・解雇時の注意点 等

〔職業生活面での相談〕

- 生活習慣・宗教観への理解とコミュニケーションをどう図ればいいのか 等



相談実績

都道府県労働局で計約150名に委嘱し、令和3年度は2628事業所に対して支援。

外国人労働者の人事・労務に役立つ支援ツールの開発（１）（厚生労働省）

- 平成31年4月の「外国人雇用管理指針」改正で、賃金、労働時間などの主要な労働条件を、母国語など、外国人労働者が理解できる方法で明示・説明することが事業主に求められている。一方で、日本で働く外国人労働者の多国籍化・多言語化も進み、中小企業をはじめとして、労働法令に関する用語などを正確に、かつ直ちに外国語訳することが難しいケースも生じている。
- また、日本の法制度や雇用慣行に詳しくない外国人労働者に対しても、「なぜ職場のルールがそうなっているのか」という理由や背景も含めて納得し、理解を深めてもらうことが重要。

企業の人事・労務に関する多言語での説明や、お困りごとの背景にある文化ギャップを埋めることに役立つ3つの支援ツールを作成し、**令和3年3月公表。**【掲載ホームページ】https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/tagengoyougosyu.html

- ① 雇用管理に役立つ多言語用語集
- ② 外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集～日本人社員、外国人社員ともに働きやすい職場をつくるために～
- ③ モデル就業規則やさしい日本語版

1.『雇用管理に役立つ多言語用語集』

- 人事・労務の場面でよく使用する労働関係、社会保険関係用語約420語の定義・例文を、やさしい日本語＋9言語で検索できる用語集。
- エクセルファイルのほか、厚生労働省ウェブサイトから「カテゴリーから」または「五十音順から」検索が可能。

9言語：英語、韓国語、中国語（簡・繁）、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、ポルトガル語、スペイン語

ウェブサイトイメージ

雇用管理に役立つ多言語用語集



やさしい日本語または外国語9言語から選択

カテゴリーから探す場合はこちら

- 1.雇用（かいよう）
- 2.賃金（ちんぎん）・社会保険料（しゃかいほけんりょう）→ 税（ぜい）
- 3.労働時間（らうどうじかん）
- 4.休日（きゅうじつ）・休職（きゅうしやく）
- 5.退職（たいしやく）・退職金（たいしやくきん）
- 6.安全衛生（あんぜんえいせい）
- 7.ハラスメント
- 8.在留資格（ざいりゅうしかく）
- 9.労働関係（らうどうかんけい）→ 労務
- 10.労働（らうどう）に就（くわ）
- 11.その他（た）

各用語は、「カテゴリー別」または「五十音順から」検索可能

五十音順（ごじゅうおんじゆん）から探（さが）す場合（ばあい）はこちら

あ行

安全衛生（あんぜんえいせい）
安全・衛生管理（あんぜん・えいせいきりぎ）
労働安全衛生（らうどうあんぜんえいせい）
労働安全衛生法（らうどうあんぜんえいせいはう）
労働安全衛生委員会（らうどうあんぜんえいせい委員会）
労働安全衛生局（らうどうあんぜんえいせいきう）
労働安全衛生センター（らうどうあんぜんえいせいセンター）
労働安全衛生教育（らうどうあんぜんえいせいきょういく）
労働安全衛生研修（らうどうあんぜんえいせいけんしゅう）
労働安全衛生講習（らうどうあんぜんえいせいきょうしゅう）
労働安全衛生講座（らうどうあんぜんえいせいきょうざ）
労働安全衛生セミナー（らうどうあんぜんえいせいセミナー）
労働安全衛生ワークショップ（らうどうあんぜんえいせいわーくしっπού）
労働安全衛生勉強会（らうどうあんぜんえいせいべんきょうかい）
労働安全衛生勉強会（らうどうあんぜんえいせいべんきょうかい）
労働安全衛生勉強会（らうどうあんぜんえいせいべんきょうかい）

項目	①用語（ようご）	②定義（ていぎ）	③例文（れいぶん）
01	選考試験（せんこうしけん）	その人（ひと）が会社（かいしゃ）にふさわしいかどうか調（しら）べるために、問題（もんだい）を出（だ）して答（こた）えさせること。	選考試験（せんこうしけん）に合格（ごうかく）すれば、会社（かいしゃ）はあなたを採用（さいよう）します。
	Selection test	Ask questions and have a person answer them to find out if the person is suitable for the company.	If you pass the selection test, the company will hire you.

（上）やさしい日本語
（下）選択した1言語（↑例：英語）
の2言語による定義と例文を表示

活用事例

- ✓ 事業主が、就業規則などを外国人労働者に説明する際、理解が難しそうな用語などを検索して、翻訳を提示
- ✓ 重要な用語の翻訳を就業規則などにコピー＆ペーストすることで、オリジナルの外国人社員向け就業規則の作成
- ✓ 外国人社員本人が、人事・労務用語の入社前の学習や辞書として活用

外国人労働者の人事・労務に役立つ支援ツールの開発（2）

2. 『外国人社員と働く外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集』

全9カテゴリの、雇用管理で実際に想定される場面ごとに、

①事業主・人事担当者が、外国人労働者に説明する前に読んで理解しておくといポイントと

②実際に外国人労働者にそのまま話したり見せたりして理解を深めてもらうことを目指した「やさしい日本語」による説明の例文や図表を紹介しています。

9カテゴリ：①採用、②賃金、③労働時間および休暇、④異動、退職および解雇、⑤安全衛生および災害補償、⑥ハラスメント、⑦退職金、⑧在留資格、
⑨正社員以外の働き方+企業の好事例

紙面イメージ

①採用後に労働者が提出する書類について説明するとき

(1) 外国人の方へ説明する際ポイント

日本では、採用後の提出書類について、社員に対して「必要書類の一覧」を渡し、本人に確認をしてもらうだけで足りる場合も多いです。

一方、外国人社員は、出身国と雇用慣行や社会制度が異なることもあり、背景知識がないことから、特に提出理由について、疑問をもつケースも多いと言われています。

このため、各書類をどこで取得すればよいかについての説明（取得方法）や、なぜその書類を提出する必要があるのか（提出理由）について説明することが望ましいです。特に、提出書類に付随して、「車で通勤をしてはいけません」といった労働者本人に制限を加えるような規定がある場合には、「会社に駐車場がないから」というようにさらに丁寧な説明が必要です。また、例えば、住所届や通勤届を提出してもらう理由は、主に「住居手当」や「通勤手当」といった「手当」の計算に必要であるということかも知れませんが、この「手当」が何であるかも、外国人社員にとってはよく分からないことが多々あります。（手当については、2③を参照してください。）

さらに、書類ごとに提出の締切りが違う場合には、表を活用するなどして、分かりやすく伝えるようにしましょう。

(2) 外国人の方への説明例

- ・日本(にほん)では、あなたに代わって(かわって)会社(かいしゃ)が税金(ぜいきん)や保険(ほけん)の計算(けいさん)をします。あなたのためにしますから、必要(ひつよう)な情報(じょうほう)を会社(かいしゃ)に教(おし)えてください。
- ・会社(かいしゃ)が、あなたの給料(きゅうりょう)を計算(けいさん)したり、税金(ぜいきん)や保険(ほけん)の仕事(しごと)をするために、あなたの住所(じゅうしょ)が必要(ひつよう)です。
- ・住所届(じゅうしょとどけ) (会社(かいしゃ)からもらった紙(かみ)) に、あなたの住所(じゅうしょ)を書(か)いて、会社(かいしゃ)に出(だ)してください。

(青色) 日本の雇用慣行の一例を掲載。雇用慣行が、外国の文化などとギャップが大きい場合もあるため、改めて「気づき」をもってもらうような記載になっています。

(黄色) 一般的な外国の文化や外国人の方の考え方を一例として記載しています。

(太字) 上記を踏まえ、どのような説明の仕方をすれば分かりやすいか、どのような点に注意するとよいか、ポイントを記載しています。

これらのポイントを踏まえて、外国人の方に説明する場合に、そのまま話したり見せたりして使えるような例文や図表の例を紹介しています。

活用対象

例えば、以下のような質問や要望を外国人社員から受けてお困りの**事業主、人事労務担当者**

- 最初に聞いた給料と振り込まれている金額が違うのは何で？
- 育児のために休暇を取りたいが、どうすれば？
- もっと働きたいが、なぜ働いてはいけないの？
- 18時半になったので、帰ります。
- 年末年始の休暇はいらないので、代わりに2月に多く休ませてください。
- 会社に住所を教えたくありません。
- 健康診断を受けたくありません。
- 転勤をしたくありません。

活用事例

- ✓ 入社時の労働条件等の説明の際に一緒に読みながら説明
- ✓ 入社時のオリエンテーションで一斉に説明。質疑応答
- ✓ 個別に質問を受けた際に、該当のページを目次から探し、説明に活用

3. 上記のほか、『モデル就業規則やさしい日本語版』も併せて作成

外国人労働者雇用労務責任者講習モデル事業（厚生労働省）

※ 令和5年度予算概算要求において新規要求中

1 事業の目的

- 我が国における外国人労働者数は約173万人と過去最高を記録する一方、外国人雇用に関して採用ノウハウの不足や受入手続き等の不安を課題とする事業主も多いことから、指針上選任が求められている雇用労務責任者※にかかる講習を実施することにより、雇用管理改善の取組及び外国人労働者の職場定着の促進を図る。

※外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針(抄)

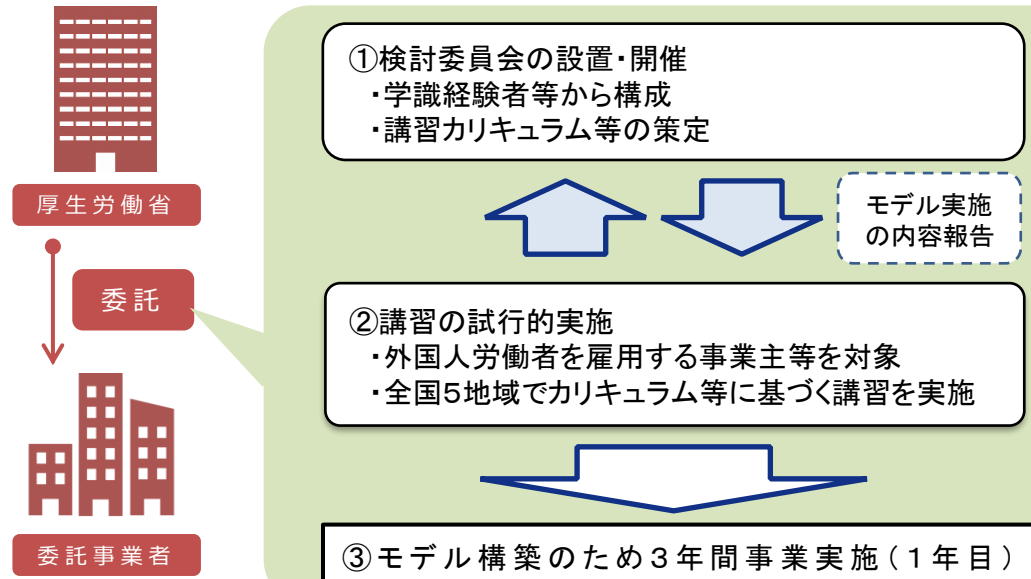
第六 外国人労働者の雇用労務責任者の選任

事業主は、外国人労働者を常時十人以上雇用するときは、この指針の第四に定める事項等を管理させるため、人事課長等を雇用労務責任者(外国人労働者の雇用管理に関する責任者をいう。)として選任すること。

2 事業の概要

- ① 学識経験者等から構成される、外国人労働者雇用労務責任者講習検討委員会(仮称)を設置の上、雇用労務責任者にかかる講習カリキュラム等を策定する。
- ② 全国5地域で、当該カリキュラム等に基づき、外国人労働者を雇用する事業主等に対し、雇用管理全般に関する知識やノウハウを取得するための講習を試行的に実施する。
- ③ 3年間事業を実施し、成果をとりまとめた報告書を作成する。

3 事業スキーム・実施主体等



高度外国人材活躍推進事業（経済産業省）

令和5年度概算要求額 JETRO交付金290.1億円内数

事業の内容

事業目的・概要

- 「未来投資戦略2018」に基づき、2018年12月に関係省庁連携の下、ジェトロに「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を設置しました。高度外国人材の我が国への呼び込み・採用・活躍の推進を通して、日本企業の海外ビジネスの拡大やイノベーションの創発を促進し、国際競争力強化に貢献します。
- 令和5年度は、「ポータルサイトを通じた高度外国人材に関する効果的な情報発信」及び「全国の中堅中小企業に対する伴走型支援の提供」を強力に周知しつつ、活動を継続し、高度外国人材の活用を通じた日本企業の国際競争力の強化を実現します。更に、好事例に関する普及啓発を通じて、高度外国人材活用の新規需要の掘り起こしと更なる好事例創出に繋がります。
- また、令和4年度中に在留ビザの高度外国人材地方ポイント加算が行われることから、この機を捕まえて地方企業への留学生の雇用を強力に推進するため、地域における産・官・学のコンソーシアムを形成し、JETROの伴走型支援を強化します。
- ポスト・コロナ時代の往来再開を見据え、海外のデジタル人材等に対して積極的な情報発信を行うと共に、そうした人材を活用したい国内・外の日本企業を支援していきます。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 高度外国人材活躍推進プラットフォーム連携推進事業

- ① ポータルサイトにて、関係省庁連携の下、企業及び高度外国人材双方に役立つ各種関連情報を一元的に発信。
- ② 伴走型支援に一部オンライン対応も取り入れ、外国人材の活用に課題を抱える全国の企業に対し、効率的で切れ目のない支援を実施。
- ③ 関係機関との連携事業を推進し、イベントやセミナー（オンライン実施も含む）の相乗効果を高め、活用好事例の創出に努める。

(2) 高度外国人材活躍基盤整備事業

高度外国人材の日本企業での活躍を推進するため、企業及びその支援者向けに作成したプログラムや支援カリキュラムの活用・普及に向け、全国でワークショップやセミナーを実施。

(3) 高度外国人材活躍事例展開事業

イノベーション創出に資するデジタル人材等を多く輩出する国等において、「ジャパン・キャリア・プロモーション・キャラバン」を開催することで、日本の優遇措置、就業環境、多様な活躍機会を複合的にPRし、日本の就労イメージを再構築していくと共に、オンラインを活用した高度外国人材と日本企業の接点形成を図る。

(4) 外国人在留支援センターでの連携事業

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」に基づき設置された「外国人在留支援センター」が2020年7月に開所。当センターにて関係機関との連携を強化し、効果的・効率的な支援を実施。

(5) 高度外国人材活躍地域コンソーシアム事業（新規）

高度外国人材の地元企業への就職を促進するため、産・学・官のコンソーシアムを形成し、地域ごとの課題を共有しつつ、従来の県単位での活動を拡充してマッチングを行うことにより、地域に根ざした高度外国人材の定着を支援。

(6) アジア未来投資イニシアティブ関連事業（新規）

萩生田経済産業大臣の掲げた「5年で5万人の日本・日系企業への雇用」達成のため、JETROの現地事務所のノウハウを活用し、海外日系企業と現地大学をはじめとした高度外国人材のジョブフェアを対面・オンラインで実施。

高度外国人材活躍促進プラットフォーム

- 本プラットフォームは、日本企業における高度外国人材の採用から活躍までの支援を目的とするもの。
- 関係省庁等連携の下、関連施策やセミナー情報等をプラットフォームに集約し、一元的な情報発信を実施。

内閣官房、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、経済産業省 等
(施策、セミナー開催等の情報を集約)

情報提供

高度外国人材活躍推進プラットフォーム (事務局：JETRO)

①ポータルサイトでの情報提供・
問合せへのワンストップ対応

②ジョブフェア・セミナー
機会・情報の提供

③専門家による伴走型支援

きめ細かく支援

地域の中堅・中小企業

<支援概要>

1

関係省庁の施策を集約したポータルサイトを開設。お問合せにも一元的に対応。

2

企業と高度外国人材との出会いの機会・情報を提供。

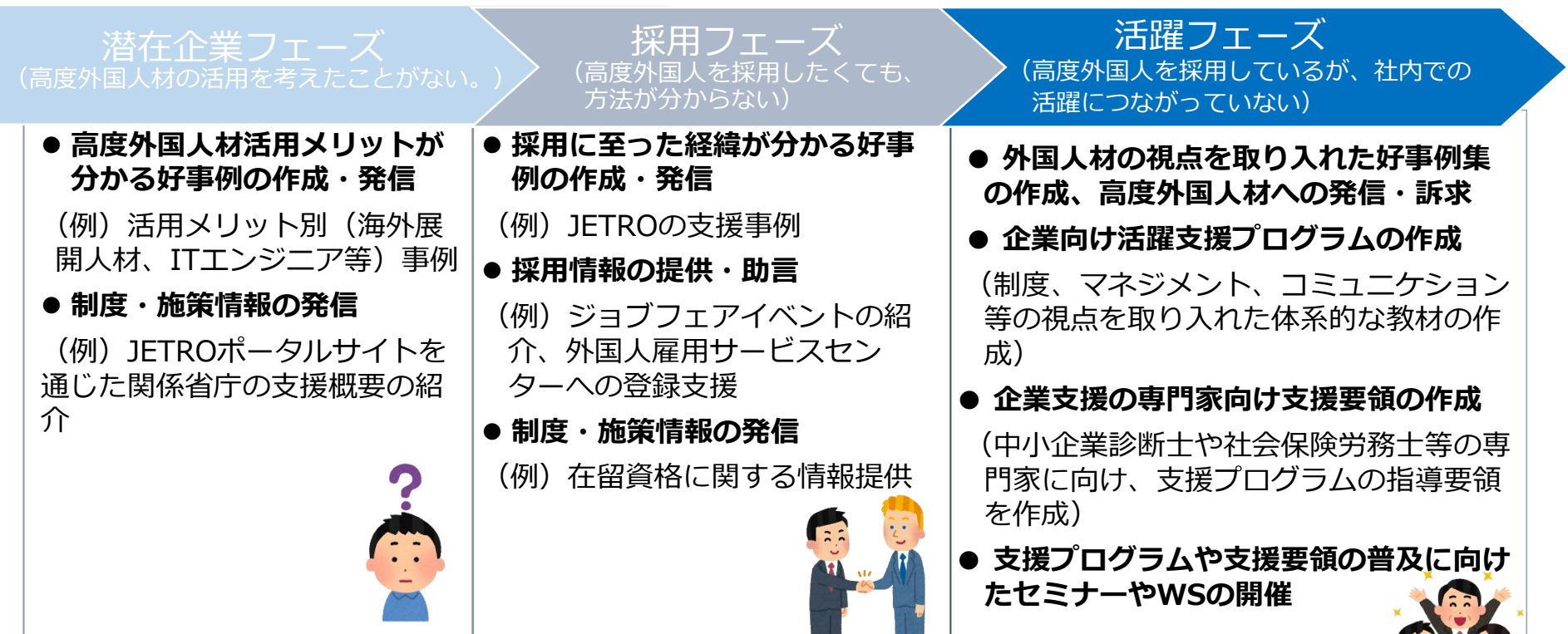
3

採用、各種手続、入社後の活躍等について、継続的にご相談、アドバイス。

高度外国人材の活躍推進に向けた伴走型支援

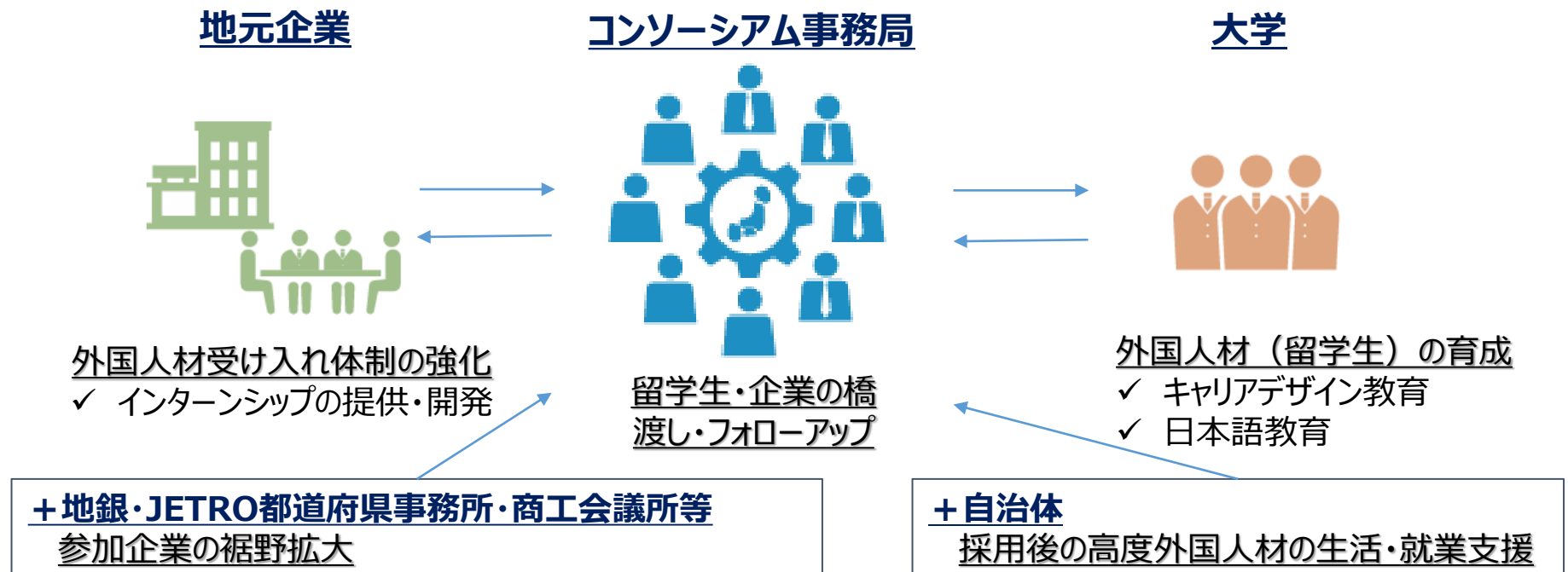
- 日本企業は高度外国人材を活用するにあたって、採用前から、採用、採用後と、各フェーズに課題があり、それぞれのフェーズに応じたきめ細かい伴走型支援を行っていく必要がある。

＜主な支援策＞



高度外国人材活躍地域コンソーシアム事業

- 高度外国人材活躍地域コンソーシアムは、その目的を高度外国人材の活躍推進による中堅・中小企業の海外展開促進・地域経済の活性化として位置づけ、各地域の実情に応じ域内の関係者（大学、経済団体、企業、金融機関、自治体等）をメンバーとするコンソーシアムを構成し、関係者間の連携強化を通じて、高度外国人材のリクルーティングを促進する。
- R 4 年度は、2 地域でのコンソを立ち上げ、R 5 年度は 4 地域ほどの立ち上げを目指す。



国際化促進インターンシップ事業

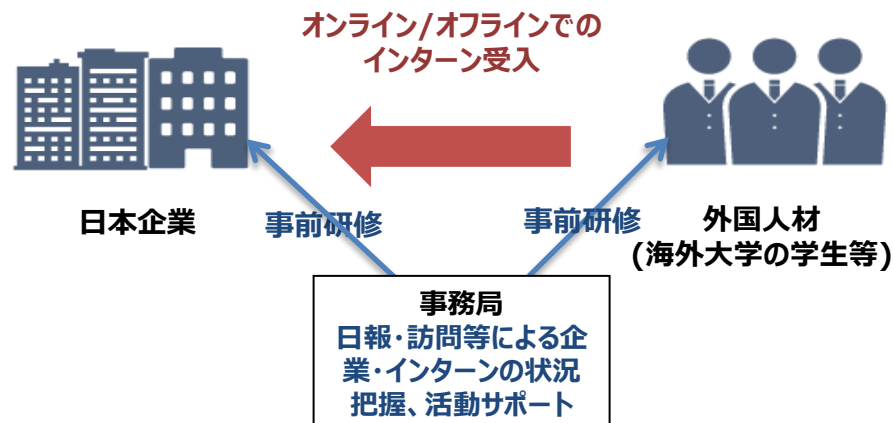
令和5年度概算要求額「技術協力活用型・新興国市場開拓事業（国際化促進インターンシップ事業）」4.0億円

- **高度外国人材の活用に意欲的な中堅・中小企業に対し、海外大学の学生等のインターン受入れ機会を提供することを通じ、海外情報の獲得や高度外国人材の社内受入体制の整備などを目指す。**

※令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大による影響を考慮しオンラインで実施。R4年度はオンラインと対面で開催。国内留学生も対象。

<事業の流れ>

- インターンは、事務局による書類・面接選考を経た後、企業とのマッチングにより決定。
（主な要件：所属大学からの在学証明書・推薦書、日本語能力（N3以上）又は英語力など）
- インターン期間中は、受入企業での活動のほか、事務局において、異文化理解などの事前研修や、中間フォローアップ研修、成果報告会などを開催。また、インターン生の活動をサポートするため、インターン生からの日報による活動把握のほか、インターンに対して専属コンシェルジュを配置。



<オフラインでの実績(令和元年度)>

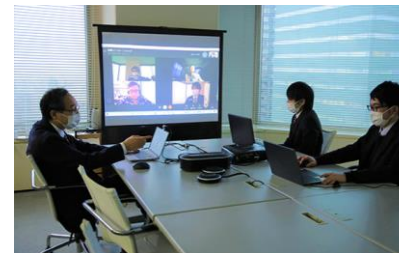


	企業	インターン
応募	310社	24,135名
実績	167社	204名

【参加企業へのアンケート結果】
Q:インターンシップで得られた成果はどのようなものですか？

- ✓ 社内の意識改革（約69%）
- ✓ 異文化コミュニケーションのノウハウ（約65%）
- ✓ 外国人の生活習慣やマインドの理解（約53%）

<オンラインでの実績（令和3年度）>



	企業	インターン
応募	168社	3,752名
実績	159社	188名

【参加企業へのアンケート結果】
Q:インターン受入の結果、実際に達成できた主な成果はどのようなものでしたか？

- ✓ マーケティング・市場分析の実施、売上につながる営業ツールの開発・改良（約71%）
- ✓ 異文化理解・国際感覚の向上・組織の活性化・マネジメント能力の向上（約15%）

アジア未来投資イニシアティブにおける取組

目標

グローバルに多様な人材を育成・登用する企業文化の醸成

アジア人材※の惹きつけ
※ワーカー層のみならず、イノベティブな経営人材・IT人材を含む

今後5年間で5万人のアジア高度人材の日本企業及び日系企業への就職機会の提供を支援

対象

採用・活用の強化を通じた、アジア高度人材と日本企業の循環エコシステム構築

アジアの高度人材 留学生@日本

アジアの高度人材 学生@アジア

アジアの高度人材 中途@アジア

日本企業@アジア法人

日本企業@日本

アプローチ



留学生受入大学

- ・ジョイント・ディグリーの制度改正
- ・大学の国際化の推進
- ・優秀な留学生の受入れ
- ・受入留学生の就業支援の推進等

高度外国人材（留学生等）

- ・日本企業への就職機会の提供支援（高度外国人材プラットフォーム・ビジネスイベント・インターンシップ事業等の活用等）等

日本企業

- ・高度外国人材活用を促進する各種施策（人材育成、大学との連携、好事例の共有・展開等）

支援主体



文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



経済産業省

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

等

外国人留学生の就職や入社後の活躍に向けたハンドブック (経済産業省、厚生労働省、文部科学省)

- 文部科学省、厚生労働省、経済産業省の③省共同事務局で、大学、産業界、支援事業者等と連携して、外国人留学生の就職や採用後の活躍に向けたプロジェクトチームを2019年8月に立ち上げ。
- PTでの検討を踏まえ、企業が外国人留学生等の採用や入社後の活躍に向けた取組を進める際に、特に押さえておくべき**12のポイント（チェックリスト）**と、それに連動する**活用ガイド・ベストプラクティス集**をまとめたハンドブックを2020年2月に作成。現在、各省庁においてハンドブックの普及・周知活動を実施。

チェックリスト



- 企業ヒアリングやPTにおける検討等から導き出された、企業が外国人留学生等の採用や入社後の活躍に向けた取組を進める際に、**特に押さえておくべきポイントを12項目に整理。**

外国人留学生の採用・活躍に向けたチェックリスト

項目	チェックポイント
1	外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けた取組を進める際に、特に押さえておくべきポイントを12項目に整理。
2	外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けた取組を進める際に、特に押さえておくべきポイントを12項目に整理。
3	外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けた取組を進める際に、特に押さえておくべきポイントを12項目に整理。
4	外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けた取組を進める際に、特に押さえておくべきポイントを12項目に整理。
5	外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けた取組を進める際に、特に押さえておくべきポイントを12項目に整理。
6	外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けた取組を進める際に、特に押さえておくべきポイントを12項目に整理。
7	外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けた取組を進める際に、特に押さえておくべきポイントを12項目に整理。
8	外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けた取組を進める際に、特に押さえておくべきポイントを12項目に整理。
9	外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けた取組を進める際に、特に押さえておくべきポイントを12項目に整理。
10	外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けた取組を進める際に、特に押さえておくべきポイントを12項目に整理。
11	外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けた取組を進める際に、特に押さえておくべきポイントを12項目に整理。
12	外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けた取組を進める際に、特に押さえておくべきポイントを12項目に整理。

活用ガイド



- チェックリストの各項目について、その**必要性や具体的な取組、それらを実践することによって期待される効果等**について、**企業の実践例を紹介しながら解説。**



ベストプラクティス集

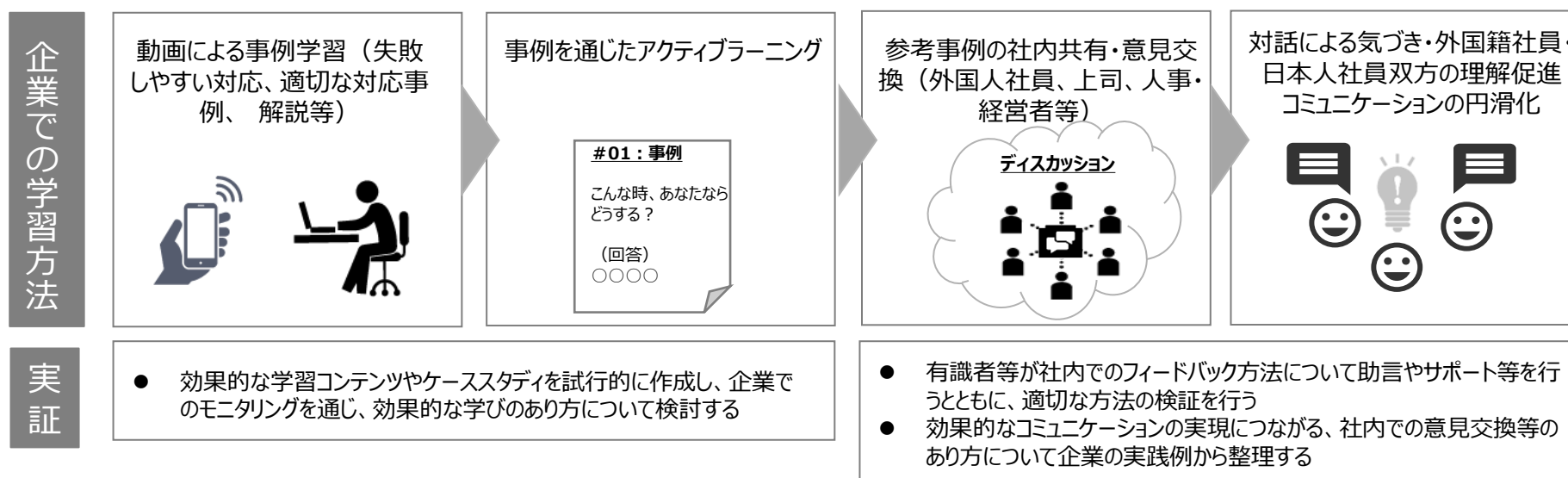


- 活用ガイドで紹介した実践例も含め、**企業別に取組背景や各チェック項目に対応する特徴的な取組やその効果等**を詳しく紹介。



- 外国人材の活躍や定着に向けた課題として、外国人材を受け入れる職場において、日本人独特の日本語によるハイコンテクストなビジネスコミュニケーションが弊害となっていると指摘されている。
- その要因としては、外国人材との効果的なコミュニケーションに係る日本人者社員の学びの機会が限られていることが挙げられる。
- このため、職場における外国籍社員との効果的なコミュニケーションに向けた学びに関する実証を行った上で、ウェブ上で活用できる動画教材を作成し、オープンデータとして2021年4月に公表。現在、ワークショップなどを開催し、普及に取り組んでいる。

（学習のイメージ）



職場における外国人材との効果的なコミュニケーションの学び方についてポイントを整理
モデル教材を作成・オープンデータとして公表し、活用を促す

(在留資格制度関連)

在留資格一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注）介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（令和4年4月26日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、日本で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

留学生の就職後の主な在留資格

在留資格	在留期間	活動内容（該当例）	令和2年中の「留学」からの変更許可件数
留学	法務大臣が個々に指定する期間（4年3か月を超えない範囲）	本邦の大学等又は日本語教育機関において教育を受ける活動（大学、短期大学、高等専門学校等の学生）	—
技術・人文知識・国際業務	5年、3年、1年又は3か月	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学の分野若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等）	26,268件
教授	5年、3年、1年又は3か月	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動（大学教授等）	785件
経営・管理	5年、3年、1年、6か月、4か月又は3か月	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（企業等の経営者・管理者）	477件
教育	5年、3年、1年又は3か月	本邦の小学校等の教育機関において語学教育その他の教育をする活動（中学校・高等学校等の語学教師等）	389件
高度専門職	5年/無期限	高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う【略】活動であって日本の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの（ポイント制による高度人材）	218件
特定活動	5年、3年、1年、6か月、3か月又は法務大臣が個々に指定する期間	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	873件

※変更許可件数は、出入国在留管理庁「令和2年における留学生の日本企業等への就職状況について」による。

留学生の就職に係る在留資格「技術・人文知識・国際業務」と「特定活動（告示46号）」

在留資格	活動内容	要件・基準等	具体的な業務の例
技術・人文知識・国際業務	○理系又は文系の技術・知識を要する業務 ※他に通訳・翻訳等に従事する「国際業務」も認められている。	○理系又は文系の技術・知識を要する業務に従事する場合（いずれかに該当） ・ 技術・知識に関連する科目を専攻して大学を卒業したこと。 ・ 技術・知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了したこと。 ・ 10年以上の実務経験を有すること。 ※専攻科目と業務との関連性 ⇒大学は、教育機関としての大学の性格を踏まえ、関連性は柔軟に判断。 ⇒専修学校は、職業等に必要な能力を育成すること等が目的とされていることから、相当程度の関連性が必要。	○理系の技術・知識を要する業務 ①システムエンジニア、②設計 ③プログラム開発 ○文系の技術・知識を要する業務 ①会計、②営業、③企画、 ④コンサルティング ※学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的能力を必要とする業務でなければならないため、飲食店での接客や工場でのライン作業等は、基本的に認められない。
特定活動 (告示46号)	○常勤の職員として、日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務を含む業務（風俗営業活動及び法律上資格を有する者が行うこととされている業務を除く） ※日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務 ⇒他者との双方向のコミュニケーションを要する業務	○以下の要件に該当する者（いずれにも該当） ・ 本邦の大学（短大を除く。）を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。 ・ 日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験等により証明（N1合格等）されていること。 ・ 本邦の大学又は大学院において修得した広い知識及び応用能力等を活用するものと認められること。 ※大学又は大学院において修得した広い知識及び応用能力等を活用するもの ⇒学術上の素養を背景とする一定水準以上の業務が含まれていること等	○日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務を含む業務 ①飲食店において店舗管理や通訳を兼ね備えた接客 ②工場のラインにおいて日本人社員から受けた作業指示を外国人社員に対して伝達し自らもラインで業務を行う ※一定の要件を満たすことで、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格では認められていない幅広い業務に従事することが可能である。

外国人労働者の受入れ

現在の基本的な考え方

専門的・技術的分野の外国人



積極的に受入れ

- ・我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進（第9次雇用対策基本計画（閣議決定））
- ・我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れていく必要があり、引き続き、在留資格の決定に係る運用の明確化や手続負担の軽減により、円滑な受入れを図っていく。（出入国在留管理基本計画（法務省））

上記以外の分野の外国人



様々な検討を要する

- ・我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応（第9次雇用対策基本計画（閣議決定））
- ・いずれにしても、今後の外国人の受入れについては、諸外国の制度や状況について把握し、国民の声を積極的に聴取することとあわせ、人手不足への対処を目的として創設された在留資格「特定技能」の運用状況等も踏まえつつ、政府全体で幅広い検討を行っていく必要がある。（出入国在留管理基本計画（法務省））

高度人材ポイント制について（出入国在留管理庁）

- ▶ 平成24年5月、経済成長等への貢献が期待される高度な能力を持つ外国人について、出入国在留管理上の優遇措置を実施してその受入れを促進するため、「高度人材ポイント制」を導入（在留資格「特定活動」）
- ▶ 平成26年の入管法改正により、平成27年4月から高度人材に特化した在留資格「高度専門職」を新設
- ▶ 永住許可申請に要する在留期間を見直し（5年→3年又は1年）、平成29年4月から施行

高度人材ポイント制の対象

（3つの分類）

- 高度学術研究活動
- 高度専門・技術活動
- 高度経営・管理活動

それぞれの特性に応じて、学歴、職歴、年収などの項目ごとにポイントを設け、一定点数（70点）に達した場合に優遇措置の対象とする。

在留資格「高度専門職」

- 「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」の2種類
- 「高度専門職2号」は「高度専門職1号」で3年以上活動を行った者が対象

優遇措置の内容

高度専門職1号

- ▶ 在留期間「5年」の付与
- ▶ 複合的な在留活動の許容
- ▶ 配偶者の就労
- ▶ 親の帯同
- ▶ 永住許可要件の緩和
- ▶ 家事使用人の帯同

高度専門職2号

- ▶ 在留期間「無期限」の付与
- ▶ 就労資格のほぼ全ての活動を許容
- ▶ 配偶者の就労
- ▶ 親の帯同
- ▶ 永住許可要件の緩和
- ▶ 家事使用人の帯同

共通

永住許可申請に要する在留期間

- ▶ 70点以上のポイントで高度外国人材として認められた者について、永住許可申請に要する在留期間を3年とする。
- ▶ 80点以上のポイントで高度外国人材として認められた者について、永住許可申請に要する在留期間を1年とする。

高度人材ポイント制の対象となる3つの類型

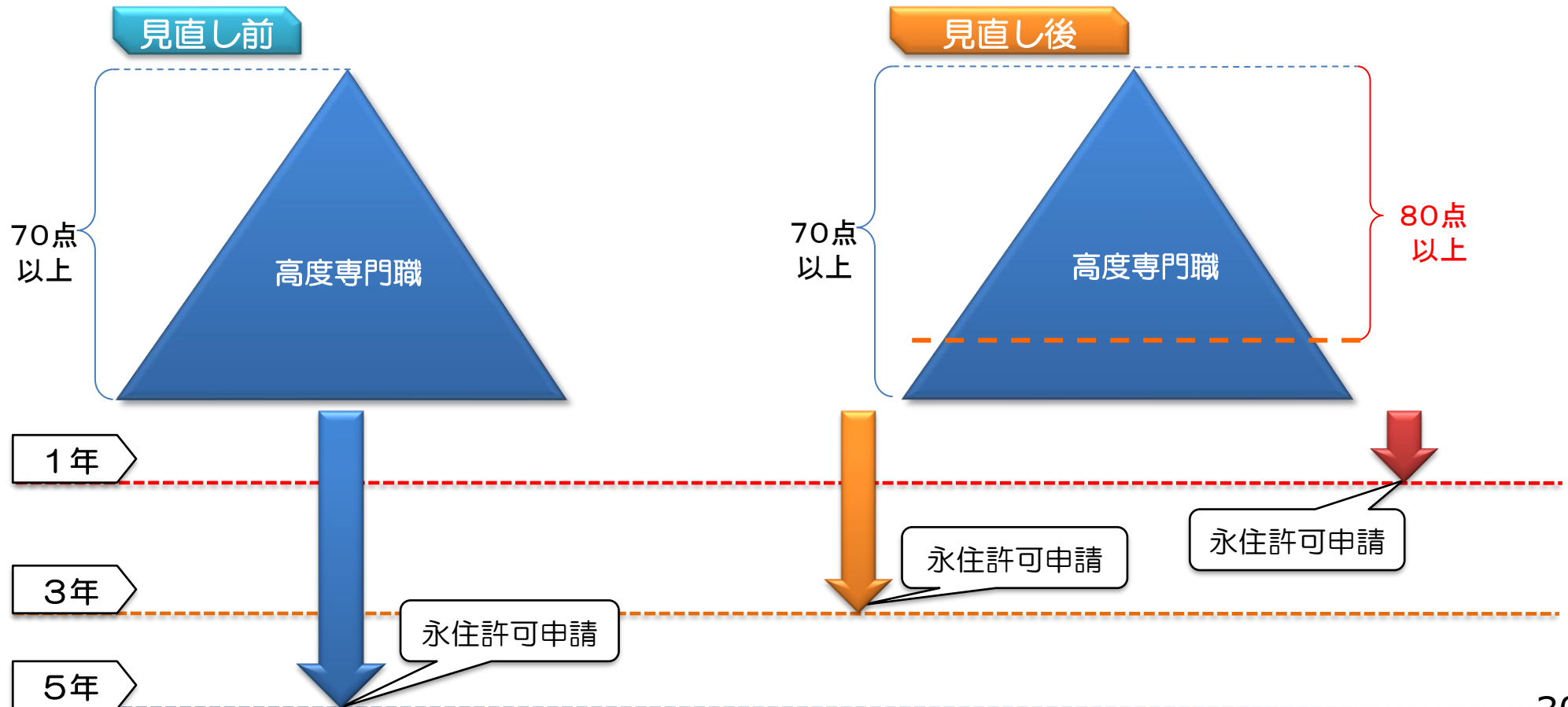
類型	認められる活動内容	職業例(イメージ)
高度学術研究活動	日本の公私の機関との契約に基づいて、 ○大学等の教育機関で教育をする活動 ○民間企業の研究所で研究をする活動 など また、これらの活動と併せて、教育や研究の成果を生かして事業を起こし自ら経営すること	○大学教員・研究者 ○研究所研究員 ○大学発ベンチャー経営者 (大学と兼務する場合)
高度専門・技術活動	日本の公私の機関との契約に基づいて、 ○自然・人文科学の分野に関する専門的な知識・技術を必要とする業務に従事する活動 (所属する企業において、技術者として製品開発業務に携わる一方、セールス・プロモーション等の企画立案業務を行う活動) など また、これらの活動と併せて、関連する事業を起こし、自ら経営すること	○エンジニア ○製品開発者 ○企業発ベンチャー経営者
高度経営・管理活動	○会社の経営や、弁護士事務所・監査法人事務所などを経営・管理する活動 また、これらの活動と併せて、これらの会社・事務所の事業と関連のある事業を起こし自ら経営すること	○企業経営者 ○弁護士 ○会計士

高度人材ポイント制の見直しに係る経緯について（出入国在留管理庁）

実施日	実施内容
平成24年 5月 7日	<u>高度人材ポイント制の運用開始（在留資格「特定活動」）</u>
平成25年12月24日	年収基準の緩和，資格による加算等の評価項目の追加 家事使用人や親の帯同に必要な年収要件の引下げ 等
平成27年 4月 1日	<u>在留資格「高度専門職」の創設に係る入管法一部改正法の施行</u> ➤ 高度外国人材に特化した在留資格「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」を創設 ➤ 「高度専門職2号」は在留期間が無期限
平成29年 4月26日	永住許可申請に要する在留期間の見直し 加算措置の追加
平成31年 3月15日	国家戦略特別区域における特別加算の追加
平成31年 3月29日	特別加算「法務大臣が告示で定める大学を卒業した者」の対象大学の拡大
令和 3年 7月30日	世界に開かれた国際金融センターの実現に向けた優遇措置の拡充 ➤ 投資運用業等に従事する金融人材に対する特別加算の追加 ➤ 投資運用業等に従事する金融人材に対する家事使用人の雇用要件の緩和

永住許可申請に要する在留期間の見直し(平成29年)

- 70点以上のポイントで高度外国人材として認められた者について、永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から3年に短縮する。
- 高度外国人材の中でも特に高度と認められる者（80点以上のポイントで認められた者）について、永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から大幅に短縮し、1年とする。
＝「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設

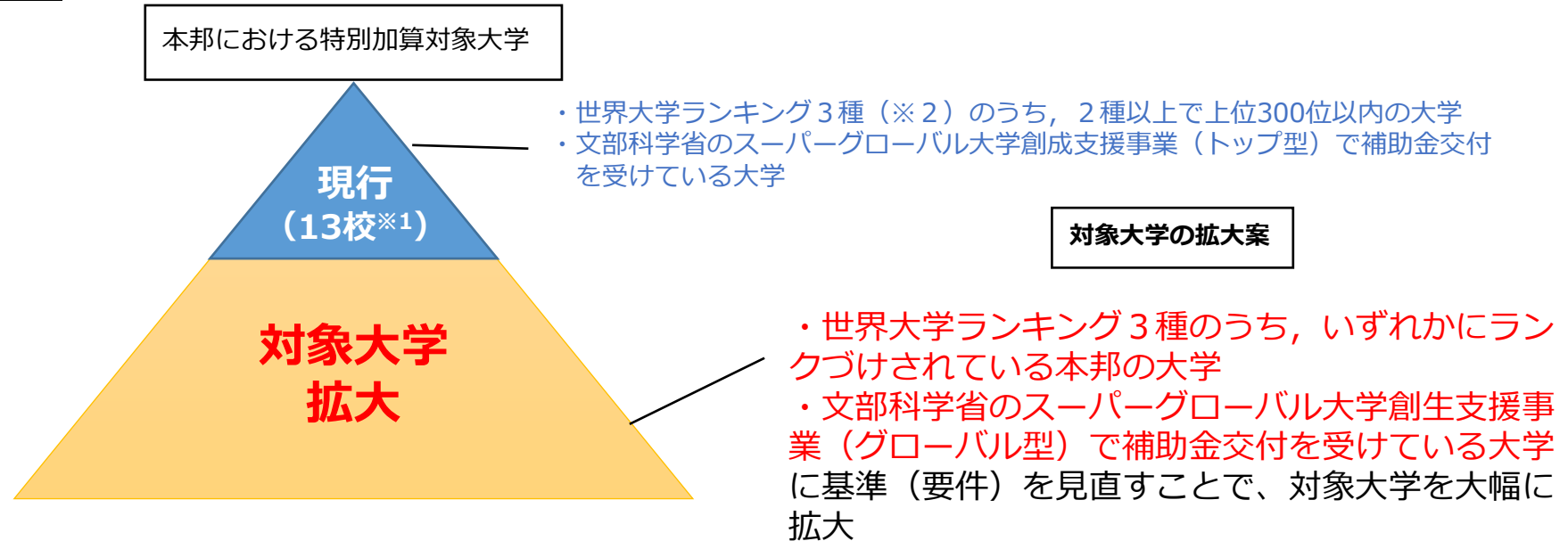


ポイント制特別加算対象大学の拡大（平成31年）

「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2018改訂」（平成30年12月21日閣議決定）

高度人材に出入国管理上の優遇措置を講ずる高度人材ポイント制において、特別加算の対象大学の拡大を行うこととし、2018年度中を目処に実施する。

⇒高度外国人材に出入国管理上の優遇措置を講じる高度人材ポイント制について、「法務大臣が告示で定める大学」（特別加算：10点）の対象大学を拡大する。
(法務省、文部科学省)



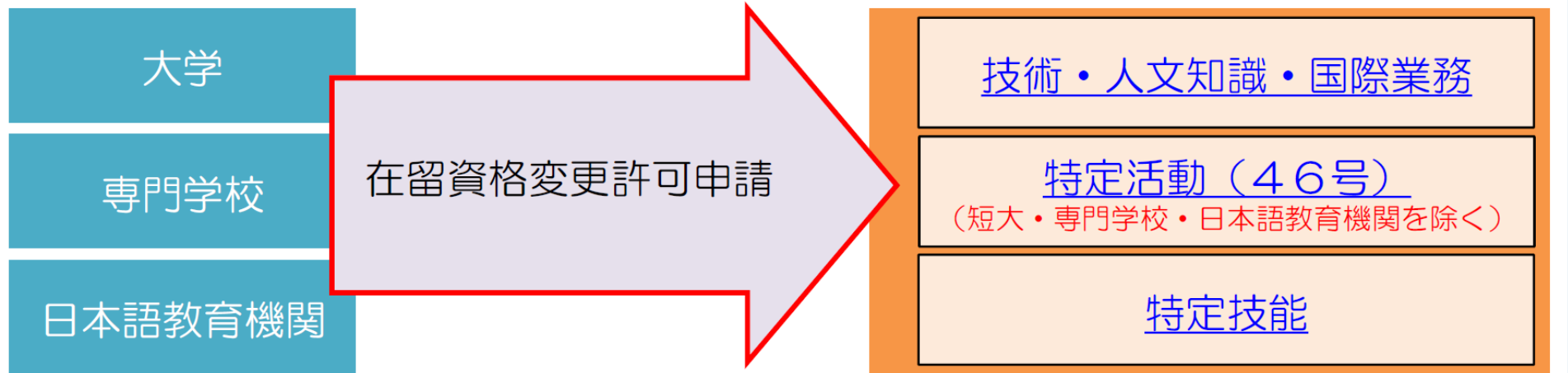
⇒本邦における高度人材ポイント制の特別加算の対象大学を、地方の大学を含めて拡大することで、留学生の国内での就職インセンティブと定着率向上に努める。

※1 東京大学、京都大学、東北大学、九州大学、大阪大学、名古屋大学、北海道大学、筑波大学、東京工業大学、広島大学、東京医科歯科大学、慶應義塾大学、早稲田大学の13校

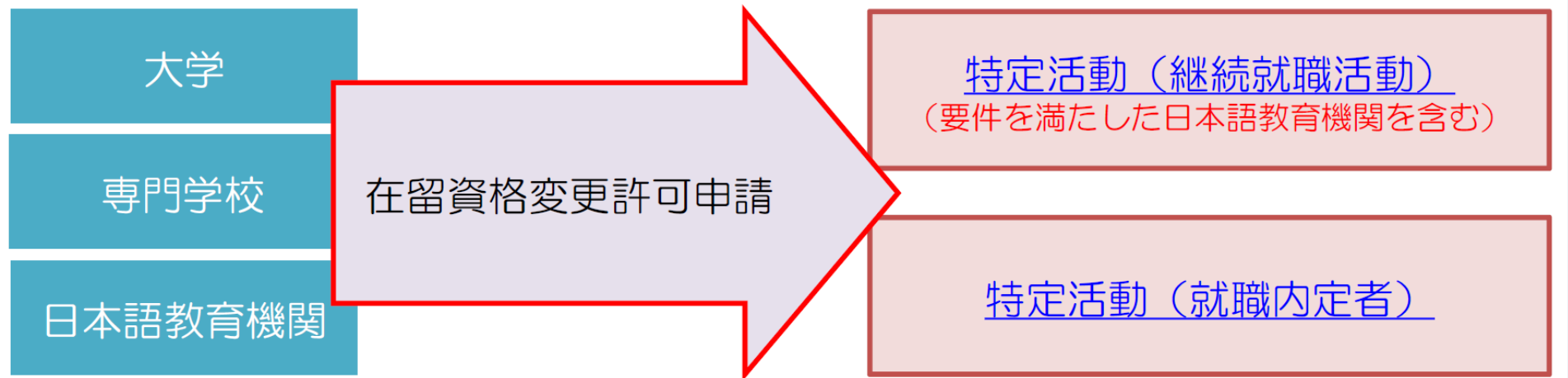
※2 クアクアレリ・シモンズ社公表のQS・ワールド・ユニバーシティ・ランキングス
タイムズ・ハイアー・エデュケーション誌公表のTHE・ワールド・ユニバーシティ・ランキングス
上海交通大学公表のアカデミック・ランキング・オブ・ワールド・ユニバーシティズ
の3種のランキングを指す。

留学生の就労に係る主なフロー

① 教育機関卒業時点で、日本企業への就職が決定している場合



② 教育機関卒業時点で、日本企業への就職が決まっていない、または、採用までに時間がある場合



諸外国における在留資格制度の事例

- 諸外国では、高度人材向けビザにアドオンする形で、情報技術分野等のハイレベルな外国人材に対し、特に優遇的な在留資格を創設し、一定以上のハイレベルな能力を備えた外国人材の就労・滞在の促進を図っている。

テックパス【シンガポール】



<目的>

- ・ 情報技術分野におけるトップ人材が有する技術力やネットワーク力を活用することで、シンガポールでの起業や最先端サービスの開発、新たな雇用の創出等を促す

<取得要件>

- ・ 直近(1年以内)の月額固定給与支給額がS\$20,000以上
- ・ 評価額/時価総額が5億USドル以上もしくは資金の調達を3,000万USドル以上行なったテクノロジー企業で少なくとも5年以上の主導的役割を担ったことがあること 等

<優遇内容>

- ・ テクノロジー企業を起業、運営できる
- ・ 1つ以上のシンガポールに拠点を置く企業の従業員にいつでもなることができる
- ・ 従業員と起業家との間を自由に変更できる 等

デジタルノマドビザ【エストニア等】



<目的>

- ・ エストニアを拠点として就業しやすい環境を整備することで、海外の優秀なノマドワーカーを呼び込み商業的なエコシステムを構築することで労働市場及びエストニア経済を活性化させる

<取得要件>

- ・ location independent business（場所に依存しないビジネス）を経営していること、または、エストニア国外に拠点を置く会社にリモートで勤務していること
- ・ 過去6ヶ月に月々最低€3504の収入

<優遇内容>

- ・ エストニア国外企業やフリーランスとして遠隔地で働く場合でも、最大1年間観光客としてエストニアに滞在することができる 等

諸外国における在留資格制度の事例

High Potential Individual visa route (ハイポテンシャル・インディビジュアル (HPI) ・ビザ) 【英国】



<目的>

- 2021年に発表したイノベーション戦略に基づき、「2035年までにイギリスをイノベーションのグローバルハブとする」として、世界的に活躍するイノベーション人材を引き付け、維持する。

<取得要件>

- 3つの世界ランキング※の内少なくとも2つで50位以内の大学卒業者（申請から5年以内に卒業し、ランキングは卒業年のものを参照）
- 英語以外の言語で学位を取得している場合は、認定英語試験でB1レベルを合格
- 1,270GBPの預金がある（海外から入国許可を申請する場合）等

<優遇内容>

- 学士号または修士号を取得した卒業生は、2年間のビザ、博士号及び博士レベルの資格を有する卒業生には、3年間のビザが付与。
- 扶養家族（パートナーと18歳未満の子供）の滞在許可 等

Orientation year residence permit (オリエンテーション・イヤー・レジデンス・パーミットビザ)

【オランダ】



<目的>

- 大学卒業、博士号取得、科学研究の後、オランダ国内において就職を希望する人材に対して1年間の滞在許可を与え、オランダの企業への就職を促す。

<取得要件>

- 3つの世界ランキング※の内少なくとも2つで200位以内の大学卒業者（卒業後3年以内に申請）
- 英語、またはオランダ語ではない言語で学位を取得した場合は、IELTSの6.0以上のスコアを有する

<優遇内容>

- 一年間の滞在許可 等

※ 3つの世界大学ランキング

- Times Higher Education World University Rankings
- Quacquarelli Symonds World University Rankings
- The Academic Ranking of World Universities

（その他の在留支援等）

在留外国人のための一元的な窓口の設置・運営支援（出入国在留管理庁）

令和4年度予算 11億円

概要

■ 目的

在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体を支援し、多文化共生社会の実現に資することを目的とする。

■ 交付対象

- ・全ての都道府県及び市町村（特別区を含む）
- ・複数地方公共団体による「共同方式」も交付対象

■ 交付限度額（整備事業・運営事業共通）

区分	外国人住民数	交付限度額
都道府県	－	1,000万円
市町村	5,000人以上	1,000万円
	1,000人～4,999人	500万円
	500人～999人	300万円
	500人未満	200万円

■ 交付率

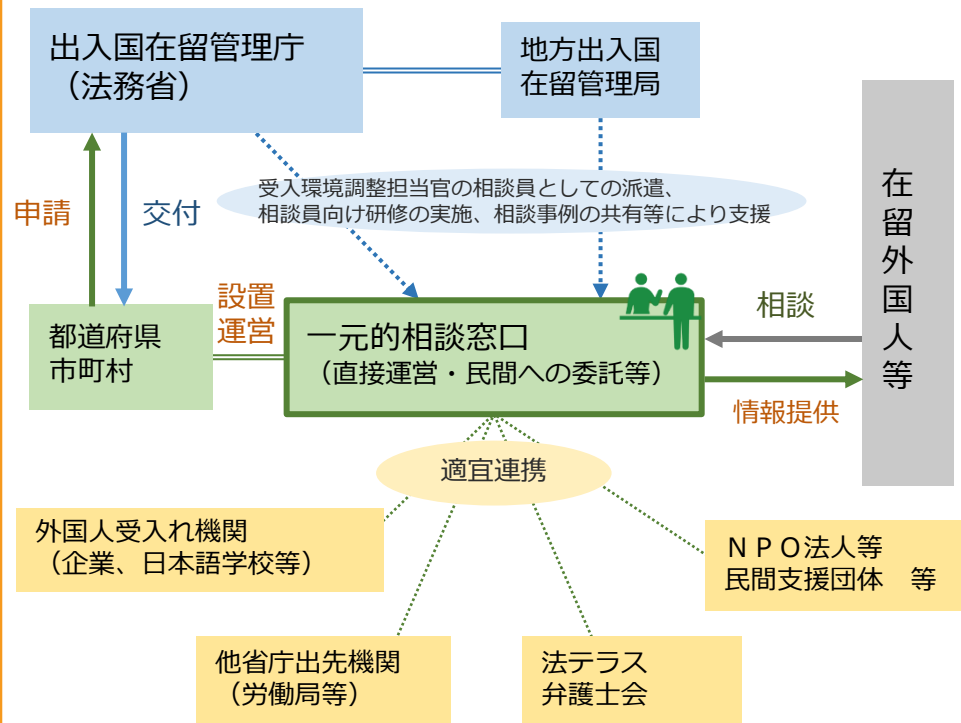
区分	内容	交付率
整備事業	新たな一元的相談窓口体制の構築又は体制の拡充に必要な経費	必要経費の10分の10
運営事業	一元的相談窓口体制の維持・運営に必要な経費	必要経費の2分の1（※）

※ 運営事業の地方公共団体負担分については、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう地方交付税措置を講ずることとされています。

■ 令和4年度の主な変更点

- ・交付金事業の要件緩和（取扱要領1（3））
→相談者の利益になると認められる場合は、交付金事業実施者が自ら行う有料事業への勧誘を可能とするもの

事業スキーム



（参考）一元的相談窓口設置・運営ハンドブック

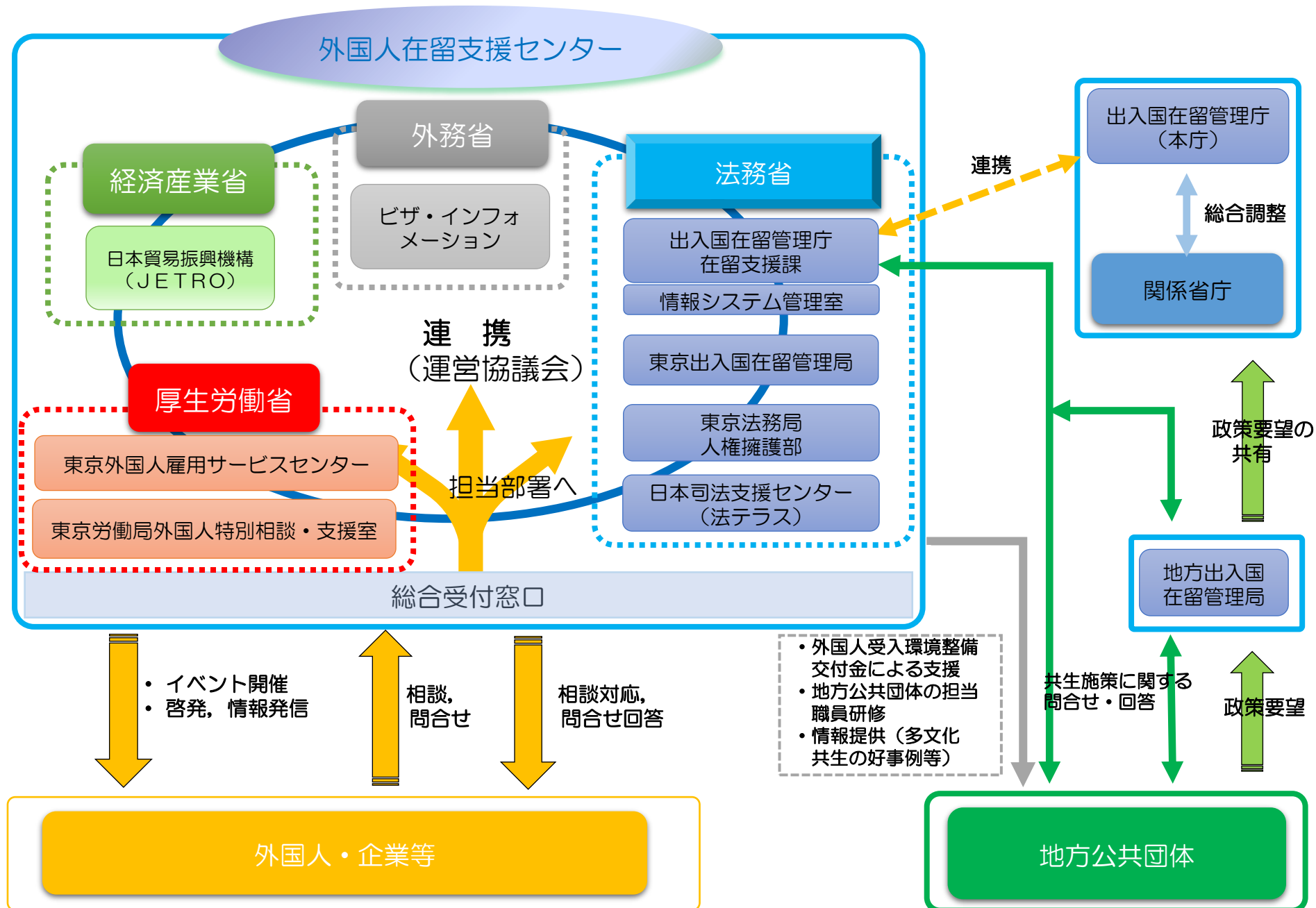
一元的相談窓口を設置・運営している地方公共団体の取組等について紹介するハンドブックを令和3年11月に発行しました。

一元的相談窓口の設置や事業充実を検討する際の参考にしてください。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001359743.pdf>



外国人在留支援センターについて（法務省・外務省・経済産業省・厚生労働省）



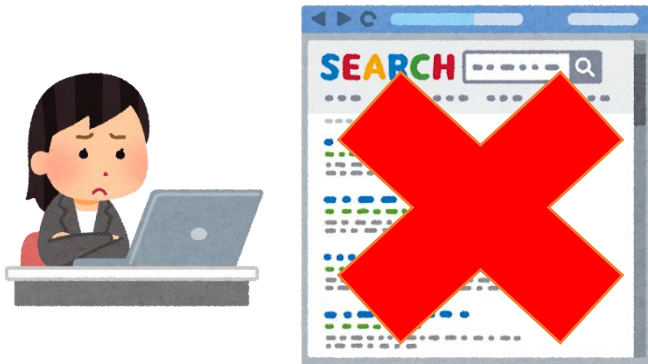
外国人生活支援ポータルサイトについて（出入国在留管理庁）

概要

- 日本に在留する外国人の方々やその支援者の方々に対して有用な情報を提供するために2019年4月1日に開設。
- 外国人向けに「生活・就労ガイドブック」（16言語。やさしい日本語版を含む。）、国の機関・地方公共団体等向けに「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」などを公開。
- 台風などの自然災害、新型コロナウイルスに関する情報・支援策等の他省庁の施策のリンクなども掲載。

多言語での情報提供の現状

- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）施策番号27に基づき、行政情報・生活情報を多言語・やさしい日本語で発信。
- 多言語で情報発信をしても、掲載場所の多くは日本語で作成されたそれぞれの省庁のホームページであり、日本語が得意ではない外国人が検索してその情報にたどり着くことは困難。



対応策

- 外国人生活支援ポータルサイト上に各言語ごとにリンク集を作成。
- 出入国在留管理庁に新たな情報の掲載を定期的に依頼。

※外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）施策番号27

○外国人向けの行政情報・生活情報の更なる内容の充実と、多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信を進める〔全省庁〕

期待される効果

- ・ 外国人がそれぞれの使用言語のリンク集をお気に入り登録。リンク集を閲覧すれば、多言語化された情報にアクセスすることが可能に。
- ・ 定期的に各省庁に照会することで、ポータルサイトに掲載されている情報を更新。

外国人がそれぞれの使用言語で容易に、最新の情報にアクセスすることができる環境を構築

外国人生活支援ポータルサイト(言語を選ぶ)

<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



外国人の民間賃貸住宅入居円滑化に向けた取組（国土交通省）

1. 外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン

- 不動産事業者等向けに、外国人との契約の際に役立つ実務対応のマニュアルとして作成
賃貸借契約にあたっての配慮事項や注意点、賃貸住宅標準契約書等（※多言語対応）を掲載
※ 日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー（ビルマ）語、カンボジア（クメール）語、タガログ語、モンゴル語
- 作成の経緯
 - 平成16年3月「規制改革・民間開放推進3カ年計画」、国土交通省「賃貸住宅市場整備研究会」外国人の入居を円滑化のため、実務対応マニュアルの作成が必要と指摘
 - 平成17年3月「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」作成
 - 平成30年3月に「新たな住宅セーフティネット制度」を踏まえた見直しを実施
 - 改正入管法を受けて、令和元年11月に賃貸住宅標準契約書等の対応言語を拡充（8→14言語）

構成

第1章 外国人の民間賃貸住宅への入居について

- <1> 需要が高まる賃貸住宅への外国人入居 <2> 外国人入居受入れのメリットとは
- <3> 外国人の入居事例 <4> ガイドラインの活用

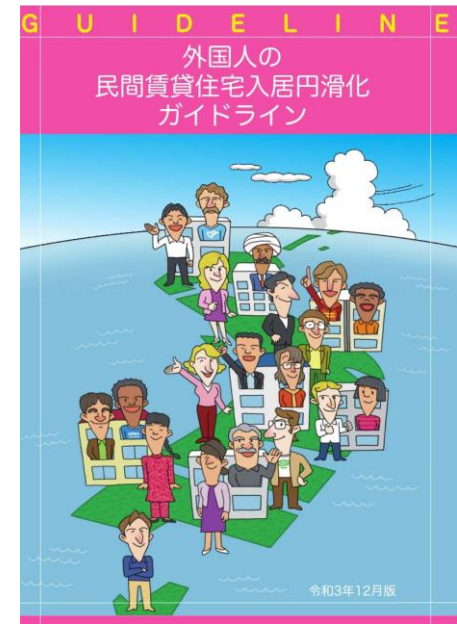
第2章 実務対応Q&A

第3章 外国人の住まいに関する情報提供事例 等

第4章 住宅セーフティネット制度の活用

第5章 賃貸住宅標準契約書・入居申込書・重要事項説明書 等（多言語対応）

資料編 希望条件チェックシート、入居審査必要書類チェックシート、入居の約束チェックシート（多言語対応）



2. 外国人向け部屋探しのガイドブック、リーフレット

- 【ガイドブック】外国人向けに、日本での部屋探しに役立つツールとして作成
部屋の探し方、契約時に必要な書類、入居手続き、日本の生活ルール等を多言語で作成

構成

- 1. 部屋探しから入居まで
- 2. 部屋を借りるときに役立つ情報
- 3. 希望条件チェックシート、入居審査必要書類チェックシート、入居の約束チェックシート
- 【リーフレット】外国人向けに、日本での部屋探しの基本的な情報を掲載
外国語を話せる不動産店のリストを掲載するウェブサイトや、外国語を話せる不動産店の店頭ステッカーを紹介



公営住宅の目的外使用（外国人の円滑な居住支援）（国土交通省）

○公営住宅は、本来の入居対象者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、公営住宅法や高齢者住まい法で規定する公営住宅の使用に関するもののほか、補助金適正化法第22条に基づく大臣承認を得た上で、事業主体が地方自治法第238条の4第7項（行政財産の使用許可）に基づく承認を行うことにより、目的外使用させることができる。

○また、通知により予め公営住宅の目的外使用が認められる類型を明示し、承認手続等を簡素化しているものもある。

目的外使用の対象

■法令で明示しているもの

- ◆公営住宅法※…（第45条第1項）社会福祉事業のうち厚生労働省との共同省令で定めるもの
グループホーム事業（虐待を受けた児童等、認知症高齢者、精神障害者、知的障害者、身体障害者）、
ホームレス自立支援事業、生活困窮者一時生活支援事業（第1号に掲げる事業に限る。）
（第45条第2項）みなし特定公共賃貸住宅

- ◆高齢者すまい法…登録住宅※、高齢者向け優良賃貸住宅

■通知で明示しているもの

- ・災害被災者
- ・配偶者からの暴力被害者（DV被害者）※
- ・犯罪被害者等※
- ・外国人（留学生）＜留学生向けの宿舍の確保が困難な状況である場合＞※
- ・離職者（解雇等により住居の退去を余儀なくされる者等）※
- ・シックハウス症候群患者※
- ・地域再生計画に基づくもの＜農業研修、コミュニティ拠点、お試し移住住宅事業など＞※
- ・地域対応活用する場合＜若年単身世帯、UJIターンなど＞※
- ・住まいに困窮する者を入居させ、見守り等の自立支援を行う事業者（居住支援法人、社会福祉法人、NPO法人等）※

■その他、個別に承認しているものの例

- ・集会所、駐車場など

※包括承認の対象…事後報告により承認があったものと取扱う

(海外派遣後の日本人学生の就職の円滑化)

日本人留学生の就職の円滑化に向けた取組（厚生労働省）

国内就職の円滑化に向けた通年採用等の促進について

① 事業主等指針に基づく「通年採用・秋季採用」等の事業主への働きかけ

青少年の雇用機会の確保に関する事業主等が講ずべき措置として「事業主等指針」(※)に下記を明記し、労働局及びハローワークにおいて、求人受理時等の機会において、リーフレットを活用するなどにより事業主に対して働きかけ。

- ・ 通年採用や秋季採用の導入を積極的に検討すること
- ・ 新卒者を募集する際、少なくとも学校等卒業後3年以内の者は応募できるようにすること

※ 青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針

② 経済団体・業界団体を通じた事業主への要請

関係府省（内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）連名で、上記の「通年採用・秋季採用」や「既卒者の新卒扱い」について、就職・採用活動の周知とともに要請を実施。（令和4年3月に実施した要請は1,252 団体に送付）

留学中の学生への就職情報の提供について

① ハローワークインターネットサービスによる新卒求人の公開

インターネットにより新卒者向け求人情報が検索可能。

- ・ 求人票には「既卒者等の入社日」の対応（「随時」、「応相談」、「4月1日指定」等）が記載されている。
- ・ 経験不問の一般求人の閲覧も可能。

② 新卒応援ハローワーク等における就職支援

- ・ 「新卒応援ハローワーク」（全国56か所）等でも、就職情報の提供（日本の就活慣行の説明を含む）を実施。
- ・ また、新卒者等専門の相談員によるきめ細かな就職支援を実施（就職活動の進め方の相談、履歴書等の作成相談、面接指導 等）

2023年度(2024年3月)卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請 (内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

<背景等>

- 近年、就職・採用活動の日程が一部で早期化し、学生の就職活動期間は長期化する傾向。またインターンシップ等を契機として、就職・採用活動の日程より前に実質的な就職・採用活動が行われる事例もあり、学生が学修時間等を確保しながら安心して就職活動に取り組める環境を損なわれる事態も生じている。このため、インターンシップの適切な実施と就職・採用活動の日程等の遵守徹底が必要。
- このため、2023年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請を下記のとおりとりまとめ、関係省庁連名により広く経済団体等へ要請（2022年3月28日）。

※ 要請事項の周知状況等について、経済団体等へフォローアップを行う。

<要請内容のポイント>

1. 就職・採用活動日程を以下のとおり、遵守すること。
広報活動開始 : 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
採用選考活動開始 : 卒業・修了年度の6月1日以降
正式な内定日 : 卒業・修了年度の10月1日以降
2. 学事日程等に十分配慮すること。
採用選考活動は、土日・祝日、平日の夕方以降の時間帯などを活用するとともに、学生の健康状態に配慮。
3. 上記1. の開始日以前にインターンシップを実施する場合、広報活動や採用選考活動と異なるものであることを明確にすること。就業体験を伴わないプログラムをインターンシップと称して行ったり、情報発信することがないようにするとともに、学生の長期休暇の活用し、学事日程に十分配慮すること。
4. 卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者は、新規卒業・修了予定者の採用枠への応募を可能とすること。
5. オンラインを活用する場合、学生に対し、通信手段等の事前明示、通信が乱れた際の対応等を行うこと。
6. 日本人海外留学者・外国人留学生などに対し、多様な採用選考機会を積極的に周知・提供すること。
7. 学生の個人情報の取扱い等について、法令を遵守すること。
8. セクシュアルハラスメント等の防止を徹底すること。
9. 採用選考に当たり、成績証明等を一層活用し、学修成果や学業への取組状況を適切に評価すること。

卒業時期	広報活動 (卒業前年度)	選考活動 (卒業年度)
2014年度(2015年3月)	12月	4月
2015年度(2016年3月)	3月	8月
2016年度(2017年3月) ~		6月
2023年度(2024年3月)新3年生	<u>3月</u>	<u>6月</u>
2024年度(2025年3月)新2年生	2022年度に検討	

2. 教育の国際化の促進

高等教育を軸としたグローバル政策の方向性（１）（２０２２年）

高等教育において国際的な交流活動を行う意義

優秀な外国人留学生の受入れ・定着

- 少子高齢化が更に進展する今後の我が国の社会の発展を牽引する必要不可欠な高度外国人材を確保
- 国内における教育研究の活性化・水準向上
- 我が国のよき理解者として母国との架け橋となり、諸外国との国際交流、相互理解と友好親善の増進に寄与
- 知日派人材の育成を通じ我が国のプレゼンスの向上に寄与
- 我が国と共通の価値観を有する人材の育成/ネットワークの構築
- 我が国の様々な魅力を海外へ積極的に発信・普及

日本人学生の留学・グローバル人材育成

- 海外に飛び出し、日本では得がたい様々な経験を積み、多様な価値観を持つ世界中の人々との交流により、異文化理解の促進、アイデンティティの確立、国際的素養の涵養等、グローバル人材の育成に寄与
- 不確実な時代の中にあっても、視野を広く持ち、自ら果敢に課題に挑戦し、新たな価値を創出し、日本の未来を創るグローバル・リーダー人材を育成
- 最先端の教育・研究に触れ、世界中の学生・研究者と切磋琢磨することで、グローバルに活躍する日本人研究者を育成

好循環
の創出

高等教育のグローバル化

- 大学・高等専門学校・専門学校を中心に、多様な人材が集い、学び合うことで、社会のダイバーシティの深化やSDGsの達成に寄与
- 高等教育の国際通用性を高めることで、世界中から優れた人材が集う教育・研究環境基盤を整備
- 国内外の優れた人材が切磋琢磨する環境が醸成され、これからの社会の発展を支えるグローバル人材を育成する基盤を形成
- 我が国の大学が世界中の大学と協働・交流することにより、大学の国際競争力の強化につながり、イノベーションの創出に寄与
- 双方向の留学生・研究者・大学間交流が促進され、質の高い国際流動性・国際頭脳循環が実現

高等教育を軸としたグローバル政策の方向性（２）（2022年）

高等教育のグローバル化における目標・施策の方向性

- 5年後（2027年）を目途に激減した外国人留学生・日本人学生の留学を少なくともコロナ禍前の水準に回復
- 重点分野・重点地域の再設定に基づき、大学・高等専門学校・専門学校をはじめ、世界中の優秀な外国人留学生を呼び込み、企業・地域等への定着を促進
- グローバル社会で我が国の未来を担う人材の育成に向け、企業、地方自治体等の参画と、段階に応じた海外留学支援を推進
- 国内外の基盤・制度を整備し、我が国の大学等の真のグローバル化を進め、質の高い国際流動性を実現
- オンラインを効果的に活用し、新たな形式での国際的な教育・交流活動の拡大や大学間連携を推進
- 高等教育への足がかりとなる高校段階からの国際交流や、日本語教育機関の水準の維持向上、大学等の真のグローバル化、教育研究力の強化等に寄与する国際頭脳循環の実現など、各種施策とも連携

①戦略的な外国人留学生の確保 インバウンド

- 重点分野・重点地域の再設定
- 留学海外拠点、対外広報機関と連携した外国人学生に対する情報発信の強化
- 外国人留学生の就職・起業支援の強化
- 地域における外国人留学生の就職支援の強化
- 知日派人材育成のための留学経験者ネットワークの強化・活性化
- 我が国における日本語教育の質向上
- 高等学校段階における外国人留学生の受入れ
- グローバル化の状況も踏まえた専修学校教育の充実

②産学官あがてのグローバル人材育成 アウトバウンド

- 日本人学生の海外留学の拡大と段階に応じた留学支援施策の最適パッケージ化
- 「トビタテ！留学JAPAN」の発展的推進
- 留学ワンストップサービスの構築
- 留学経験者と社会とのネットワーク形成
- 高等専門学校の国際化
- 国際バカロレアの普及促進

③大学等の真のグローバル化を進める基盤・ルールの整備 基盤構築

- 大学の更なる国際化の促進
- 国際的なオンライン教育プラットフォーム（JV-Campus）の展開
- 質保証を伴った国際的な大学間連携・学生交流の戦略的推進
- 国際連携教育課程制度（ジョイント・ディグリー）の推進
- 質の高い留学生を受け入れるための環境整備
- JASSOの留学生支援機能の強化
- 質保証を伴った国際流動性を促進する国際的なルールメイキングへのコミット
- 高等教育分野の二国間関係の戦略的構築
- 質保証システムの見直し
- 学事暦・修業年限の多様化・柔軟化の推進
- 学修歴証明のデジタル化の推進
- 国際頭脳循環・国際共同研究の推進

大学等における安全・安心の醸成

- 安全保障貿易管理の徹底
- 研究インテグリティの推進
- 在籍管理の徹底

(国内大学等の国際化)

趣旨

- 徹底した「大学改革」と「国際化」を断行し、我が国の高等教育の国際通用性、ひいては国際競争力強化の実現を図り、優れた能力を持つ人材を育成する環境基盤を整備する。
- 本事業のこれまでの実践により得られた優れた成果や取組を国内外に対し戦略的に情報発信し、海外における我が国の高等教育に対する国際的な評価の向上と、我が国大学全体としての国際化を推進する。

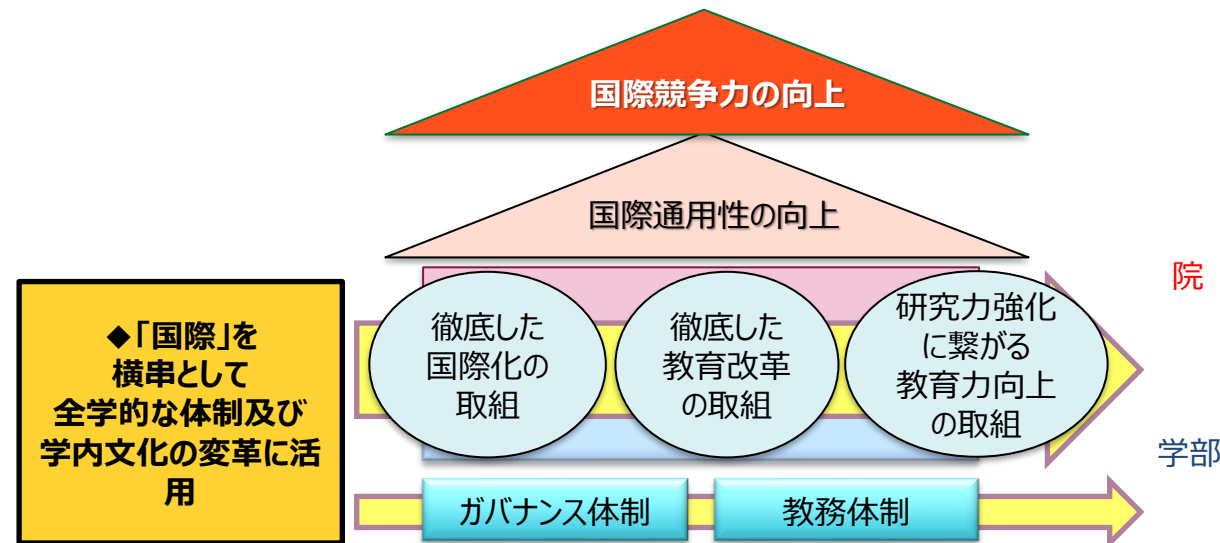
スーパーグローバル大学創成支援

世界トップレベルの大学との交流・連携を実現、加速するための新たな取組や、人事・教務システムの改革などの体質改善、学生のグローバル対応力育成のための体制強化など、徹底した国際化に取り組む大学を重点支援。

（事業期間：最大10年間（2014年度～2023年度））

- トップ型** 13件×@107百万円
世界ランキングトップ100を目指す力のある大学を支援
- グローバル化牽引型** 24件×@48百万円
これまでの実績を基に更に先導的試行に挑戦し、我が国社会のグローバル化を牽引する大学を支援

※この他、フォーラム形成経費（432百万円×1件）及び審査・評価等経費（22百万円×1件）



成果

事業選定37大学における
トップレベルの国際化の
取組の推進

（例）

- 事業開始前に比べ、
- ・外国語による授業科目数は
約2倍に増加
- ・受入外国人留学生数は
約1.5倍に増加

本事業の優れた成果や
取組の国内外に対する
戦略的な情報発信

令和3年度～
成果の横展開を目的とした
「大学の国際化促進フォーラム」構築

- ・海外における我が国の高等教育の**国際的な評価の向上**
- ・我が国の**大学全体の国際化の推進**

ニューノーマルにおける大学の国際化促進フォーラム形成支援

背景 目的

- 我が国の高等教育における国際化施策はグローバル30からGGJ、そしてSGUと、弛むことなく12年が経過。
SGUは事業開始8年目を終える中、各採択大学の構想の下、国際対応力強化や国際通用性向上の取組みが多様な形で進展。
- 一方、新型コロナウイルス感染症の世界的発生により国境を越えた移動が制限される中、オンラインを活用した教育・交流が急速に進展。
- 事業残り3年となる今、国際化を牽引する大学群の多様な実績の横展開を強化する環境を整備することによりニューノーマルに向けた我が国の高等教育の更なる国際通用性・競争力の強化を図る。

◆ ニューノーマルに向けてSGU採択大学を中心に展開力採択校・希望する大学等による「国際化促進フォーラム」を形成。

概要

- 我が国大学の国際化をオールジャパンで促進する大学の主体的な活動の場として、SGU採択校を中心に世界展開力採択校及び希望する大学・機関等がフォーラム会員となり、文部科学省等関係機関とも連携しつつ、大学の国際化に関わる取組みや研究の実施・共有・展開、情報の提供・共有を行う連携体
- 18大学による19プロジェクトが活動の中心となり、希望する大学が自大学の国際化戦略等を踏まえプロジェクトに参画し、プロジェクト間においても更に有機的な連携を進めることで、新たなグッドプラクティスを生み出し、我が国高等教育全体の強靱かつ多様な国際化を促進。
- SGU事業終了後（R6～）は、自律的運営組織へと発展させることを前提とする。

プロジェクト全体をつなぐ、オールジャパンで結成する日本発オンライン国際教育プラットフォーム
「JV-Campus」他、リクルート、カリキュラム、キャリア教育等の多様なプロジェクト構成

フォーラム 会員

SGU

展開力

希望大学等

関係団体

MEXT(オブザーバー)

幹事会

リアルな情報や課題等の
共有・蓄積・協議・発信の場

代表幹事校（東北大学）

副代表幹事校（筑波大学）

事務局幹事校（立命館大学）

幹事校15大学

協力等

【産業界】

【MEXT】
(オブザーバー)

制度改正等も必要に応じ検討

参画
協力等

【関係団体】
(大学関係団体、国際大
学ネットワーク等)

大学の世界展開力強化事業（文部科学省）

令和5年度要求・要望額

18億円

趣旨

世界的に学生の交流規模が拡大する中において、我が国にとって重要な国・地域の大学と質保証を伴った連携・学生交流を戦略的に進め、国際的通用性を備えた質の高い教育を実現するとともに、我が国の大学教育のグローバル展開力を強化する。

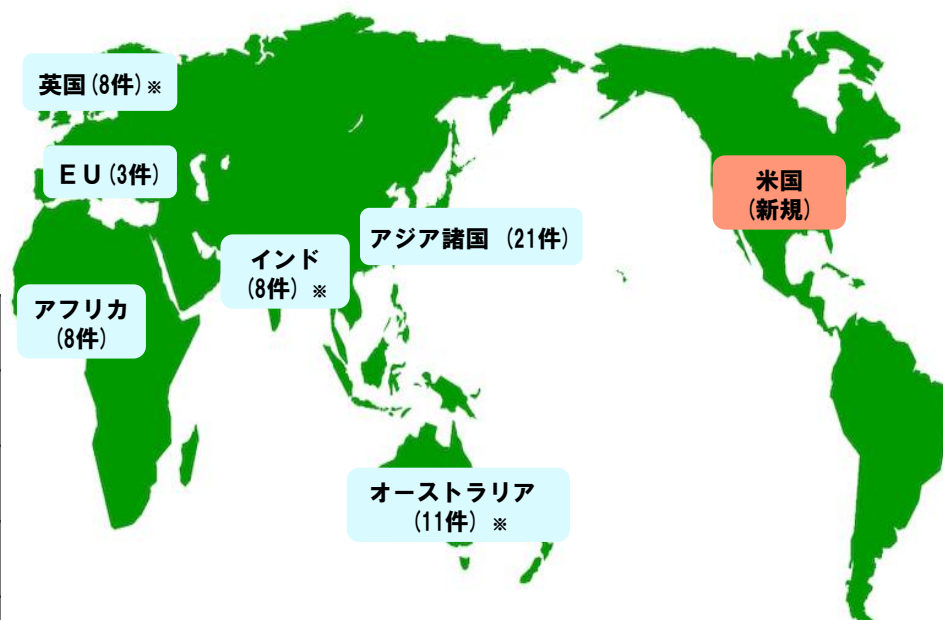
事業概要

地域毎の高等教育制度の相違を超え、単位の相互認定や成績管理、学位授与等を行う教育交流プログラムの開発・実施を行う大学を支援。これら質の保証を伴ったプログラムにより、日本人学生の海外派遣と外国人学生の受入を促進。（事業期間：最大5年間）

取組例

- ✓ 先導的大学間交流モデルの開発
- ✓ 高等教育制度の相違を超えた質保証の共通フレームワークの形成
- ✓ 単位の相互認定、共通の成績管理の実施
- ✓ 学修成果や教育内容の可視化
- ✓ 国際共修、インターンシップ、オンラインを活用した国際協働学習等

補助期間	対象国	金額	採択件数
2019～2023	EU	1.1億円	3件
2020～2024	アフリカ	1.0億円	8件
2021～2025	アジア諸国	2.5億円	21件
2022～2026	インド太平洋地域等（英・印・豪）	2.7億円	14件※
2023～2027	米国（新規）	10億円	22件程度



新規件数は合計22件程度を想定

成果

1. 学生交流増による、留学生30万人受入、日本人学生12万人海外派遣（2020年まで）達成への貢献
2. 海外連携大学との教育プログラム構築・実施に伴う我が国大学のグローバルな展開力の強化
3. 交流の相手国・地域との平和的友好関係の強化

※ 複数の対象国と交流するものを含む
上記の他、審査・評価等経費（0.4億円×1件）

米国等との大学間交流形成支援（大学の世界展開力強化事業）

令和5年度要求・要望額
10億円



- ◆ 国際競争力の土台となる研究力が世界トップにあり、かつ民主主義や人権、法の支配といった基本的な価値観を共有し、国際的に最も重要なパートナーである米国との間で、大学・学生間交流を促進し、戦略的な国際ネットワークを草の根から強化することは、経済安全保障の観点からも極めて重要。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症により停滞した留学を、オンラインも活用しつつ、質保証を伴った教育プログラムとして回復・伸長させる必要があり、国際オンライン教育を世界的に先導する米国と教育プログラムを協働して構築することは極めて有用。
- ◆ 我が国大学のイノベーション・科学技術分野の先進性を、世界トップ水準の大学との研究・教育交流の中で更に伸ばしつつ、米国中心に世界各国で取組が進むSTEAM教育やDX、GX等の分野の交流に取り組み、真のグローバル人材を育成する新たな国際教育環境モデルを構築することも重要。

事業概要（事業期間：2022～2026年の最大5年間）

- 米国を軸とした大学間交流を推進し、日米合同で事業を展開（戦略的な第3国の参画も可）。
- COIL/VE※等、質の伴ったオンライン教育手法を活用した最先端の国際教育交流基盤を構築し、実渡航の価値をより高めつつ、バランスの取れた双方向型の5万人規模の交流を目指す。

※オンラインを活用した双方向の国際協働学習方式やバーチャル空間で米国学生等と主体的に学び合う大学間交流

- 文理の枠を超えて課題解決に取り組むSTEAM教育やGX、DX等の成長分野に関する事業も推奨。

●事業規模

✓タイプA（①日米交流型 ②米+α交流型）※STEAM教育やDX、GX等分野の交流事業を5割程度

①3,000万円②4,000万円×①8件程度②15件程度＝84,000万円（①24,000万円②60,000万円）

✓タイプB（交流+拠点形成・プラットフォーム構築型※ 3大学以上が連携）

16,000万円×1件＝16,000万円※COIL/VE、JV-Campus活用等、オンラインを全面活用できる新たな国際交流環境整備を担う）



取組（アウトプット）例

- 米国連携先大学と連携して、STEAM教育を開発・提供、またはDX、GXに必要な専門知識を得る教育プログラムを設置しつつ、COILやバーチャル空間の交流等も含め、日米学生が協働し、世界的課題解決に向けた戦略立案・計画策定・実践を行う取組。
- JV-Campusにおいて、日本語教育や日本文化等のコンテンツを共有しつつ、米国連携先大学とCOIL/VE等を活用し、大学全体で多様な学生交流を行い、実渡航を含め年間400名規模の交流を行うプログラムを構築。
- 中長期的な日本への正規留学生増加も見据えた、JV-Campusを活用したリクルート活動やオンライン科目の入学後の単位認定等の仕組みを構築。
- 大学と産業界がパートナーシップを組み、国際的な人材育成とリクルート活動等を目的に、インターンシッププログラムを企画・実施。

アウトカム（成果目標）

- 最先端の国際教育交流基盤の構築し、国際化を進める多数の大学が活用することで多くの日本人学生のマインドセットの変革に寄与。
- 国際通用性あるSTEAM等の教育プログラムによるDX、GX等分野を支える人材育成。

インパクト（国民・社会への影響）

- 最先端の教育研究に触れることで、世界で活躍するグローバルリーダーを創出
- 日米間の大学交流の推進による強固な日米同盟の維持・発展
- イノベーション・科学技術の進展による経済面・技術面での国際競争力強化

大学の世界展開力強化事業プログラム一覧

2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027

キャンパス・アジア（モード1）&ASEAN&米国等

25件、22機関（実績：派遣4,820人、受入3,604人）

ASEAN 14件、15機関（実績：派遣3,744人、受入3,109人）



AIMSプログラム※

※東南アジア教育大臣機構が実施する学生交流プログラム
7件、11機関（実績：派遣758人、受入812人）

ICI-ECP ※

※日EU共同学生交流プログラム
5件、15機関（実績：派遣132人、受入144人）



ロシア・インド（H26採択）

9件、8機関（実績：派遣1,170人、受入1,296人）

中南米 & トルコ

11件、21機関（H27～H30実績：派遣1,207人、受入1,324人）



アジア諸国（キャンパス・アジアモード2を含む）

25件、23機関（H28～R2実績：派遣3,801人、受入3,492人）



ロシア・インド（交流推進/プラットフォーム構築型）

11件、12機関（H29～R2実績：派遣1,010人、受入896人
R3計画：派遣336人、受入312人）



米国等（COIL型）（交流推進/プラットフォーム構築型）

10件、13機関（H30～R2実績：派遣1,286人、受入1,275人
R3～R4計画：派遣1,201人、受入792人）



EU 3件、5機関（R2実績：派遣12人、受入19人
R3～R5計画：派遣64人、受入86人）

※R1は準備期間のため、派遣・受入なし

アフリカ諸国

8件、9機関（R2実績：派遣27人、受入40人
R3～R6計画：派遣853人、受入640人）

アジア諸国（キャンパス・アジアモード3を含む）

20件採択※上記の他、ルールメイキング事業としてNIADを選定

インド太平洋地域等 14件採択

米国等との大学間交流形成支援

24件程度

※機関数は、日本側参加機関（短期大学等を含む）
交流実績（延べ）2011年～2020年
派遣 約18,000人
受入 約16,000人

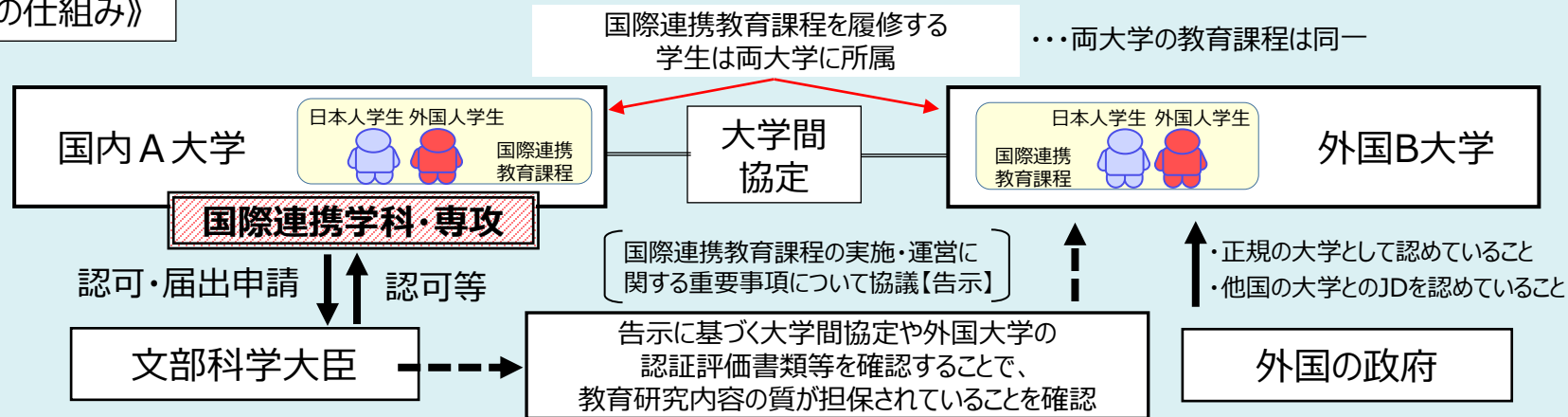


ジョイント・ディグリー（国際連携教育課程制度）の概要（文部科学省）

- ◆ 平成26年度に制度創設、令和4年に制度改正。これまで、国内12大学27プログラムが実施されている。
- ◆ 我が国の大学と外国大学が連携して教育課程を編成した場合、両大学が連名で学位記を出すことができる。
（＊我が国の大学が授与する学位に外国大学名を付することができるものとして整理する。）
- ◆ 我が国の大学に、外国の大学と連携して教育課程（国際連携教育課程）を編成する学科・専攻（国際連携学科・専攻）を設置する。
- ◆ 国際連携教育課程を編成する場合、連携する外国大学の授業科目について単位互換ではなく、自大学で開講したものとみなす仕組みである。
- ◆ 卒業要件は、我が国の大学及び外国大学それぞれにおいて、最低31単位以上（大学の学士課程の場合）を修得することとする。

外国大学と連携した教育課程を編成し、1枚の学位記に連名で学位を授与

《制度の仕組み》



- ◆ 国際連携学科・専攻の収容定員は、母体となる学部・研究科の収容定員内とする。国際連携学科・専攻には、その収容定員の規模にかかわらず、通常必要とされる教員の他、1名の専任教員が必要となる。校地・校舎面積や施設・設備についても、当該学科等に必要なものを備える必要がある。
- ◆ 設置にあたっては、学位の種類や分野に変更がない場合は届出による申請を認める。
- ◆ 災害等の事由により、JDプログラムの継続が困難となる場合に備え、学生の学修継続に必要な計画の策定や措置を講じるものとする。

ジョイント・ディグリー（国際連携教育課程制度）の改正概要

改正趣旨

- ◆ ジョイント・ディグリーは外国の大学の教育資源を活用して課程を編成する初めての制度であり、創設時は慎重な制度設計となっていた
- ◆ 制度創設から7年が経過し、実績が蓄積されてきたことを踏まえ、教育研究の質を担保しつつ、所要の見直しを実施

【具体的な見直し内容】

①設置認可要件の緩和【関係告示の一部改正】

ジョイント・ディグリー（JD）制度については、教育研究の質保証の観点から全て設置認可の対象とされていたが、**JD全体の教育課程が学位の種類や分野の変更を伴わない等の要件を満たす場合には届出での設置を可能とする**。一方で認可により担保していた質を確保するため、**連携外国大学等の教育研究活動等の総合的な状況について、認証評価機関による評価を受けていることを要件としている**。

②収容定員制限の撤廃【大学設置基準等の一部改正】

学部等の定員の内数の2割を上限とする制限を撤廃する。一方で、災害その他の事由により、**外国の大学等とJDプログラムの継続が困難となる場合に備え、国際連携学科の学生の学修継続に必要な計画の策定や措置を講じる**。

③国内他大学等の参画（最低修得単位数の引き下げ）【大学設置基準等の一部改正】

国内の複数大学等も参画できることとし、参画する各大学等において必要となる最低修得単位数を引き下げる。その度合いについては、国内外の大学等を問わず、国内の大学間の共同教育課程と同程度とする（例えば大学の学士課程では各大学31単位以上）。

【施行日】

令和4年8月1日

ジョイント・ディグリー（国際連携教育課程制度）の開設状況

令和4年11月現在
※文部科学省調べ

平成26年11月14日「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」策定。以後、プログラム開設が進む。【計：12大学27件（国立：11大学26件 私立：1大学1件）】

	大学名	学部・研究科	相手大学	相手国・地域	新学科・専攻名	開設年月
1	名古屋大学大学院	医学系研究科	アデレード大学	オーストラリア	名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻（D）	平成27年10月
2	東京医科歯科大学大学院	医歯学総合研究科	チリ大学	チリ	東京医科歯科大学・チリ大学国際連携医学系専攻（D）	平成28年4月
3	東京医科歯科大学大学院	医歯学総合研究科	チュロンコン大学	タイ	東京医科歯科大学・チュロンコン大学国際連携歯学系専攻（D）	平成28年8月
4	名古屋大学大学院	理学研究科	エディンバラ大学	イギリス	名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻（D）	平成28年10月
5	京都工芸繊維大学大学院	工芸科学研究科	チェンマイ大学	タイ	京都工芸繊維大学・チェンマイ大学国際連携建築学専攻（M）	平成29年4月
6	名古屋大学大学院	医学系研究科	ルンド大学	スウェーデン	名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻（D）	
7	筑波大学大学院	人間総合科学研究科	ボルドー大学 国立台湾大学	フランス 台湾	国際連携食料健康科学専攻（M）	平成29年9月
8	筑波大学大学院	生命環境科学研究科	マレーシア日本国際工科院	マレーシア	国際連携持続環境科学専攻（M）	
9	京都大学大学院	文学研究科	ハidelberg大学	ドイツ	京都大学・ハidelberg大学国際連携文化越境専攻（M）	平成29年10月
10	名古屋工業大学大学院	工学研究科	ウーロンゴン大学	オーストラリア	名古屋工業大学・ウーロンゴン大学国際連携情報学専攻(D)	平成30年3月
11	立命館大学	国際関係学部	アメリカン大学	アメリカ	アメリカン大学・立命館大学国際連携学科（学部）	平成30年4月
12	名古屋大学大学院	生命農学研究科	カセサート大学	タイ	名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻（D）	
13	京都大学大学院	医学研究科	マギル大学	カナダ	京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻（D）	平成30年10月
14	長崎大学大学院	熱帯医学・グローバルヘルス研究科	ロンドン大学	イギリス	長崎大学・ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻（D）	
15	名古屋大学大学院	医学系研究科	フライブルク大学	ドイツ	名古屋大学・フライブルク大学国際連携総合医学専攻（D）	
16	岐阜大学大学院	自然科学技術研究科	インド工科大学グワハティ校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻（M）	平成31年4月
17	岐阜大学大学院	連合農学研究科	インド工科大学グワハティ校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻（D）	
18	岐阜大学大学院	工学研究科	インド工科大学グワハティ校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携統合機械工学専攻（D）	
19	岐阜大学大学院	工学研究科	マレーシア国民大学	マレーシア	岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻（D）	令和2年4月
20	名古屋大学大学院	生命農学研究科	西オーストラリア大学	オーストラリア	名古屋大学・西オーストラリア大学国際連携生命農学専攻（D）	
21	東京医科歯科大学大学院	医歯学総合研究科	マヒドン大学	タイ	東京医科歯科大学・マヒドン大学国際連携医学系専攻（D）	令和2年10月
22	山口大学大学院	創成科学研究科	カセサート大学	タイ	山口大学・カセサート大学国際連携農学生命科学専攻（M）	
23	広島大学大学院	先進理工系科学研究科	ライプツィヒ大学	ドイツ	広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステナビリティ学専攻（M）	令和2年10月
24	広島大学大学院	人間社会科学部	グラーツ大学	オーストリア	広島大学・グラーツ大学国際連携サステナビリティ学専攻（M）	
25	熊本大学大学院	社会文化科学教育部	マサチューセッツ州立大学ボストン校	アメリカ	熊本大学・マサチューセッツ州立大学ボストン校紛争解決学国際連携専攻（M）	令和3年4月
26	京都大学大学院	経済学研究科	グラスゴー大学 バルセロナ大学	イギリス スペイン	国際連携グローバル経済・地域創造専攻（M）	令和3年9月
27	名古屋大学大学院	工学研究科	チュロンコン大学	タイ	名古屋大学・チュロンコン大学国際連携サステナブル材料工学専攻（D）	令和4年10月

（参考）ダブル・ディグリー プログラム数（令和元年度） 計：443件（国立：198件 公立：20件 私立：225件）

文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和元年度）」※大学間交流協定数のうち、ダブル・ディグリーに関する事項が含まれ、なおかつ、学生交流の実績がある数

ジョイント・ディグリーとダブル・ディグリーについて

■ジョイント・ディグリー・プログラム

連携する大学間で開設された単一の共同教育プログラムを学生が修了した際に、**当該連携する複数の大学が共同で単一の学位を授与**するもの。

- ✓ 1つの大学では提供できない高度なプログラムを、他大学の教育資源を活用することにより提供可能にする
- ✓ 連携する大学が共同してプログラムを開発し、実施
- ✓ 学位は両大学共同で授与。学修量は通常1つのプログラム分で、学位論文も1本。

履修モデル（学部段階）

学期	1年目		2年目		3年目		4年目	
	1	2	1	2	1	2	1	2
国内A大学								
海外B大学								

教育課程は両大学が共同で編成・実施

両大学が共同で学位授与

■ダブル・ディグリー・プログラム

複数の連携する大学間において、各大学が開設した同じ学位レベルの教育プログラムを、学生が修了し、各大学の卒業要件を満たした際に、**各大学がそれぞれ当該学生に対し学位を授与**するもの。

- ✓ 学生が2つの大学に在籍して学位を得ることに比べ、単位互換等を用いることで、期間と学修量を多少緩和して2つの学位を得ることができる
- ✓ 各大学がそれぞれ教育課程を編成
- ✓ 学位は各大学がそれぞれ授与。学修量は原則2つのプログラム分が前提で、学位論文も2本。

履修モデル（学部段階）

学期	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目	
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
国内A大学										
海外B大学										

一部単位互換

単位互換

学位授与

学位授与

外国大学等日本校指定制度（文部科学省）

概要

日本国内に位置する外国大学等の分校のうち、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられている教育施設を指定し、**当該外国大学等に準じて取扱うこととする制度**

※指定を希望する大学等から在日外国大使館等を通じて提出された手続書類が要件を満たすことを確認できれば、外国大学等日本校を文部科学大臣告示により指定し、官報で告示。

➤ 指定の効果（大学の課程として指定された場合）

- 外国大学等日本校の課程を修了した者に、**我が国の大学院への入学資格**を認める（学校教育法施行規則第155条第4号）
- 外国大学等日本校の課程に在学した者は**我が国の大学に転学**できる（学校教育法施行規則第162条）
- 外国大学等日本校において**履修した授業科目**について修得した単位は、**我が国の大学等と単位互換**ができる（大学設置基準第28条第2項）

➤ 我が国における外国大学等日本校

国名	大学名	キャンパス所在地	課程
アメリカ	テンプル大学ジャパンキャンパス	東京都世田谷区 (昭和女子大学キャンパス内) 大阪府大阪市北区	大学：教養学部、コミュニケーション・シアター学部、芸術学部、 準学士課程(短期大学) 大学院：教育学英語教授法修士課程、教育学応用言語研究科博士課程、 エグゼクティブMBAプログラム、ロースクール
アメリカ	レイクランド大学ジャパン・キャンパス	東京都新宿区	大学：準学士号課程(短期大学)、学士号課程
アメリカ	アリゾナ州立大学サンダーバードグローバル経営大学院日本校	広島県東広島市 (広島大学キャンパス内)	大学：グローバルマネジメント学士課程、国際貿易学
カナダ	マギル大学ジャパン	東京都新宿区	大学院：経営学修士課程（MBA）日本プログラム
ロシア	専修学校ロシア極東大函館校	北海道函館市	大学：ロシア地域学科、ロシア語科(短期大学)
中国	天津中医薬大学中薬学院日本校	兵庫県神戸市中央区	大学：中薬課程
中国	北京語言大学東京校	東京都豊島区	大学：中国語学部中国語学科
中国	上海大学東京校	東京都新宿区	大学：中国語学部中国語学科
中国	暨南大学日本学院	東京都豊島区	大学：中国語学部、中国語教育学部 大学院：国際中国語教育研究科修士課程、経営管理学研究科修士課程、 中国言語文学研究科（修士課程・博士課程）、 メディア・コミュニケーション研究科（修士課程・博士課程）

第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日）

2. 知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化

(1) 多様で卓越した研究を生み出す環境の再構築

(b) あるべき姿とその実現に向けた方向性

（前略）

このため、多くの研究者が、海外の異なる研究文化・環境の下で研鑽・経験を積めるようにし、研究者としてのキャリアのステップアップと、海外研究者との国際研究ネットワークの構築を図る。あわせて、世界中から意欲ある優秀な研究者を引き付ける魅力的な研究拠点を形成し、トップレベルの研究者をオンラインを含めて迎え入れる。これらのネットワークを活用した国際共同研究を推進することにより、互いに刺激し合い、これまでにない新たな発想が次々と生まれる環境を整備する。

(c) 具体的な取組

⑤ 国際共同研究・国際頭脳循環の推進

○ 海外の研究資金配分機関等との連携を通じた国際共同研究や、魅力ある研究拠点の形成、学生・研究者等の国際交流、世界水準の待遇や研究環境の実現、大学、研究機関、研究資金配分機関等の国際化を戦略的に進め、我が国が中核に位置付けられる国際研究ネットワークを構築し、世界の優秀な人材を引き付ける。

大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン（令和元年6月21日）

I. 基本的な考え方

3. 適正なアプローチに基づく連携の促進

グローバルな研究開発の競争を勝ち抜くためには、国内外を問わず一流の企業・研究開発機関との連携強化が不可欠です。また、海外企業との連携による資金獲得を通じた研究力の向上も大きな課題となっています。このようなことから、適正なアプローチに基づく外国企業との連携促進が必要です。

大学・国研等において、「意図せざる技術流出」を防ぐ安全保障貿易管理、営業秘密の保護など関係法令遵守を進め、リスクマネジメントの体制整備を図るとともに、各機関の活動目的に則した外国企業との連携戦略の策定や、連携プロジェクトを開拓し、プロセスを管理し、発展させる組織的な仕組みづくりで、外国企業とwin-winの関係を目指した連携の構築を図ることが重要です。

グローバルに活躍する若手研究者の育成等（文部科学省）

令和5年度要求・要望額 8,889百万円
※運営費交付金中の推計額

- 国際的な頭脳循環の進展を踏まえ、我が国において優秀な人材を育成・確保するため、若手研究者に対する海外研さん機会の提供や諸外国の優秀な研究者の招へい等を実施する。諸外国の科学技術分野での若手人材の招へいと交流を推進する。

海外特別研究員事業

令和5年度要求・要望額 : 2,860百万円
(前年度予算額 : 2,422百万円)

事業の目的・概要

※新型コロナウイルス感染症の影響による採用期間延長分を含む

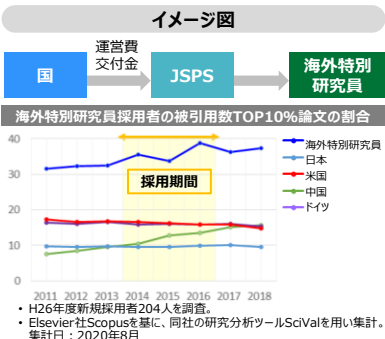
- 博士の学位を有する者の中から優れた若手研究者を「海外特別研究員」として採用
- 海外の大学等研究機関において長期（2年間）研究に専念できるよう支援

事業スキーム

支援対象者	ポスドク等
支援経費	往復航空費、滞在費、研究活動費 等
事業開始時期	昭和57年度
支援期間	2年間
新規採用人数（見込み）	178人

事業の成果

- 海外特別研究員としての経験が、採用者における今後の研究能力の向上に役立っている。
→採用前に比べて、採用期間終了後の被引用数TOP10%論文の割合が増加



海外特別研究員経験者

名古屋大学 トランスフォーマティブ生命分子研究所 客員教授、海外主任研究者

とりの けいこ
鳥居 啓子 (平成7年度採用)

・ 遺伝学的・分子生物学的解析によって明らかにした**気孔形成システム**は、植物分化の最もシンプルかつ美しいシステムとして**世界の注目を集めている**。平成27年度猿橋賞を受賞。

東京工業大学 地球生命研究所 (ELSI) 所長・教授

ひろせ けい
廣瀬 敬 (平成9年度採用)

・ 地球内部の深さ2600km付近からマンタの底（深さ2900km）までを構成する**誰も見たことのない未知の鉱物「ポストペロフスカイト」の発見**を2004年5月科学誌「Science」で発表。

国立情報学研究所 副所長、情報学プリンシプル研究系教授

かわらばやし けんいち
河原林 健一 (平成18年度採用)

・ Kawarabayashi-Toftの6色定理は、計算機による場合分けが不要な証明を持つ最初の美しい定理と言われており、この理論を応用することによって、**多数の画期的な高速アルゴリズムが開発された**。

外国人研究者招へい事業＜外国人特別研究員＞

令和5年度要求・要望額 : 3,762百万円
(前年度予算額 : 3,414百万円)

事業の目的・概要

※新型コロナウイルス感染症の影響による採用期間の中断・延期に係る費用を含む

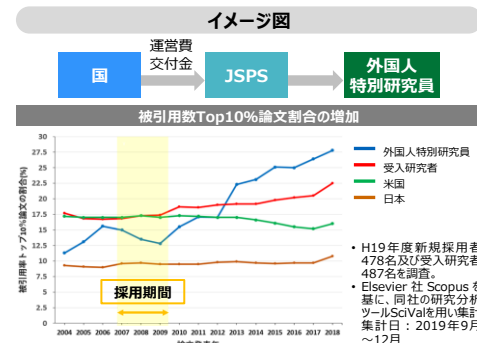
- 海外から優秀な人材を我が国に呼び込むため、分野や国籍を問わず、**外国人若手研究者**を大学・研究機関等に招へい
- 我が国の研究者と外国人若手研究者との研究協力関係を通じ**国際化の進展を図っていく**ことで我が国における学術研究を推進

事業スキーム

支援対象者	ポスドク等
支援経費	往復航空費、滞在費 等
事業開始時期	昭和63年度
支援期間	2年以内
新規採用人数（見込み）	514人

事業の成果

- 我が国の研究環境の国際化や頭脳循環の促進に貢献している。
→採用前に比べて、採用期間終了後の被引用数TOP10%論文の割合が増加



外国人特別研究員経験者

Dr. Patrick Grüneberg (平成26年度 筑波大学受入、ドイツ)

・ 外特終了後、明治大学助教を経て2017年より金沢大学准教授に就任。哲学と工学の融合領域を開拓し、日本のAIやロボット研究に独創的な貢献をしている。2017年に日本フューチャー学会研究奨励賞を受賞。

Dr. Patryk Sofia LYKAWKA (平成19年度 神戸大学受入、ブラジル)

・ 採用期間中、受入研究者とともに太陽系「第9惑星」の可能性を発表。外特終了後は、近畿大学助教、講師を経て、現在、准教授。2017年国際天文学連合より功績を称えられ小惑星「(10018) Lykawka」が正式に命名された。

※このほか、中堅から教授級の優秀な外国人研究者等の招へいなどを実施。

若手研究者海外挑戦プログラム

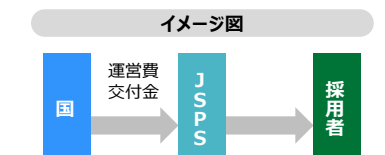
令和5年度要求額 : 265百万円
(前年度予算額 : 265百万円)

事業の目的・概要

- 将来国際的な活躍が期待できる**博士後期課程学生等**を育成するため、短期間の**海外の研究者と共同して研究に従事する機会を提供**

事業スキーム

支援対象者	博士後期課程学生等
支援経費	往復航空費、滞在費 等
事業開始時期	平成29年度
渡航期間	3か月～1年程度
新規採用人数（見込み）	140人



国際青少年サイエンス交流事業

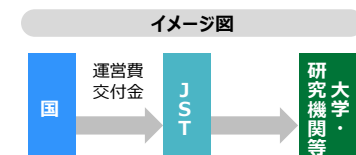
令和5年度要求・要望額 : 2,002百万円
(前年度予算額 : 1,371百万円)

事業の目的・概要

- 世界の優秀な人材の獲得、国際頭脳循環、及び世界の国・地域との友好関係強化や科学技術外交への貢献を目的として、**科学技術分野における世界からの青少年の招へいを通じて交流を促進**する。

事業スキーム

支援対象者	高校生、大学・院生、ポスドク等
事業開始時期	平成26年度
受入期間	約1～3週間
受入人数	約5,100人
対象国・地域	全世界



国際バカロレア（IB）について（文部科学省）

国際バカロレア（IB）とは

- 国際バカロレアとは、国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が1968年から提供している国際的な教育プログラム。
- 批判的思考や幅広い知識の探究スキル等を育成する特色的なカリキュラム、双方向・協働型授業により、グローバル化に対応した資質を育成する教育プログラム。特に高校レベルのディプロマ・プログラム（DP）では、国際的に通用する大学入学資格（IB資格）が取得可能。
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月閣議決定）において、IB認定校等を2022年度までに200校以上にするという目標（2022年9月現在184校）を掲げ、国内推進体制の整備や、国際バカロレア機構との連携を通じ、IBの普及促進に向けた取組を行っている。

各プログラムについて

- ◆ ディプロマ・プログラム(DP)
⇒16～19歳が対象。高校レベルに相当
- ◆ ミドル・イヤーズ・プログラム(MYP)
⇒11～16歳が対象。中学校レベルに相当
- ◆ プライマリー・イヤーズ・プログラム(PYP)
⇒3～12歳が対象。幼・小学校レベルに相当

IB推進の意義

①グローバル人材育成

- ✓ 課題発見・解決能力やコミュニケーション能力等、国際的な視野を持ち、将来の社会課題に対応するグローバル人材を育成

②初等中等教育の質の向上

- ✓ IBと日本の教育政策は高い親和性があり、主体的・探究的な学び等、初等中等教育の好事例を形成

③国際的通用性

- ✓ IB資格を活用した国内外への進路の多様化、入試への活用を通じた大学の国際化に貢献（DPのスコアが海外大学の受験に活用可能等）

文部科学省による主な取組

日本語DPの導入（2013年～）

IB機構との協力の下、DPの一部科目について日本語での授業及び最終試験の受験を可能にすることで、IB教育を実施する学校や教員の負担を軽減。

高等学校学習指導要領との読替（2017年～）

DPと学習指導要領との対応関係を示すことで、IB科目と学習指導要領の教科・科目等の両方を履修することによるIB生や学校等の負担を軽減。

IB教育推進コンソーシアムの設立（2018年～）

国内におけるIB教育ノウハウを横展開し、IBの普及促進活動を行うことを目的として、IB校等へのきめ細やかな支援体制を構築。

【主な機能】

- 地域の実情を踏まえたコンサルティング等の実施
- セミナー等を通じた情報交換等の促進
- IBの教育効果等についての調査研究の実施



国際バカロレア認定校一覧（令和4年9月30日時点）

北海道

- ※市立札幌開成中等教育学校
- ※札幌日本大学高等学校

宮城県

- ※宮城県仙台二華中学校・高等学校
- ※仙台育英学園高等学校
- 東北インターナショナルスクール
- ※秀光中学校
- ホライゾンジャパンインターナショナルスクール仙台泉校
- ※ホライゾン学園仙台小学校

茨城県

- つくばインターナショナルスクール
- ※茗溪学園中学校・高等学校
- ※開智望小学校

群馬県

- ※ぐんま国際アカデミー

埼玉県

- ※さいたま市立大宮国際中等教育学校
- ※昌平中学校・高等学校
- ※筑波大学附属坂戸高等学校

東京都

- アオバジャパン・インターナショナルスクール
- アオバジャパン・バイリンガルブリスクール晴海
- アオバジャパン・バイリンガルブリスクール芝浦
- アオバジャパン・バイリンガルブリスクール早稲田
- アオバジャパン・バイリンガルブリスクール三鷹
- アオバジャパン・バイリンガルブリスクール中野
- インディア・インターナショナルスクール・イン・ジャパン
- ※開智日本橋中学・高等学校
- カナディアン・インターナショナルスクール
- ケイ・インターナショナルスクール東京
- サマーヒルインターナショナルスクール
- シナガワインターナショナルスクール
- 清泉インターナショナルスクール
- セント・メリーズ・インターナショナルスクール
- サイシヤインターナショナルスクール
- グローバルインディアインターナショナルスクール東京
- ※玉川学園中学部・高等部
- 東京インターナショナルスクール
- 東京ウエストインターナショナルスクール
- ※東京学芸大学附属大泉小学校
- ※東京学芸大学附属国際中等教育学校
- ※東京都立国際高等学校

東京都

- みずほスクール
- ウィローブルックインターナショナルスクール
- ※武蔵野大学附属千代田高等学院
- ※町田こぼと幼稚園
- 代々木インターナショナルスクール

神奈川県

- ※神奈川県立横浜国際高等学校
- サンモール・インターナショナルスクール
- ホライゾン・ジャパン・インターナショナル・スクール
- 横浜インターナショナルスクール
- ※法政大学国際高等学校
- ※聖ヨゼフ学園小学校
- キッズ大陸よこはま中川園
- ※三浦学苑高等学校
- ※やまた幼稚園

山梨県

- ※山梨学院幼稚園
- ※山梨学院小学校
- ※山梨学院高等学校
- ※山梨県立甲府西高等学校

長野県

- ※インターナショナルスクール・オブ・アジア軽井沢
- インターナショナルスクールオブ長野
- ※松本国際高等学校
- ※若草幼稚園

岐阜県

- ※サニーサイドインターナショナルスクール
- ※帝京大学可児高等学校

静岡県

- ※加藤学園暁秀高等学校・中学校
- ※エンゼル幼稚園
- ※静岡サレジオ幼稚園
- ※静岡サレジオ小学校
- ※静岡サレジオ中学校
- ※静岡サレジオ高等学校

愛知県

- 江西インターナショナルスクール
- 名古屋インターナショナルスクール
- ※名古屋国際中学校・高等学校
- アップビート・インターナショナルスクール

滋賀県

- ※滋賀県立虎姫高等学校

京都府

- 京都インターナショナルスクール
- ※同志社国際学院初等部
- 同志社インターナショナルスクール
- 国際部
- ※立命館宇治中学校・高等学校

大阪府

- アブロード・インターナショナルスクール大阪
- 大阪YMCAインターナショナルスクール
- 関西学院大阪インターナショナルスクール
- ※コリア国際学園
- ※大阪女学院高等学校
- ※大阪教育大学附属池田中学校
- ※大阪国際高等学校
- ※大阪府立水都国際中学校・高等学校
- ※近畿大学附属高等学校

奈良県

- ※育英西中学校・高等学校

兵庫県

- カネディアン・アカデミー
- ※関西国際学園
- 神戸ドイツ学院
- マリスト国際学校
- ※AIE国際高等学校

岡山県

- ※岡山理科大学附属高等学校
- ※朝日塾中等教育学校
- アブロードインターナショナルスクール岡山

広島県

- ※英数学館小・中・高等学校
- ※AICJ高等学校
- つきのひかり国際保育園
- 広島インターナショナルスクール
- ※広島県立広島叡智学園中学校・高等学校

鳥取県

- ※鳥取県立倉吉東高等学校

高知県

- ※高知県立高知国際中学校・高等学校
- ※香美市立大宮小学校

福岡県

- 福岡インターナショナルスクール
- ※リンデンホールスクール中高学部
- ※福岡第一高等学校

熊本県

- 熊本インターナショナルスクール

沖縄県

- オキナワインターナショナルスクール
- ※沖縄尚学高等学校

（凡例）

■ 公立IB校の所在都道府県

◎（二重丸）：デュアルランゲージ・ディプロマ・プログラム（DLDP）実施校 33校

■ 国私立IB校の所在都道府県

※ 学校教育法第1条に定める学校（いわゆる1条校）61校

青 字：国公立IB校

（参考）国際バカロレア認定校等数：184校

PYP 認定校 57校 候補校 17校

MYP 認定校 31校 候補校 10校

DP 認定校 65校 候補校 4校

国際バカロレア（IB）を活用した国内大学入試

全学部実施（35大学）		一部学部実施（33大学）	
会津大学	<u>玉川大学</u>	<u>愛知医科大学</u>	東京国際大学
浦和大学	中京大学	青山学院大学	東京都立大学
岡山大学	<u>筑波大学</u>	<u>秋田大学</u>	東北大学
お茶の水女子大学	<u>東京医科歯科大学</u>	<u>大阪公立大学</u>	長崎大学
鹿児島大学	東京外国語大学	大阪大学	<u>日本体育大学</u>
<u>金沢大学</u>	<u>東京学芸大学</u>	学習院大学	広島大学
<u>関西学院大学</u>	<u>東京都市大学</u>	<u>関西大学</u>	<u>法政大学</u>
京都外国語大学	東北福祉大学	九州大学	北海道大学
京都工芸繊維大学	<u>東洋大学</u>	京都大学	<u>武蔵野大学</u>
<u>倉敷芸術科学大学</u>	名古屋大学	近畿大学	明海大学
<u>九州工業大学</u>	<u>日本工業大学</u>	<u>慶應義塾大学</u>	明治学院大学
<u>工学院大学</u>	日本獣医生命科学大学	<u>順天堂大学</u>	明治大学
<u>神戸女学院大学</u>	ビジネス・ブレークス	<u>上智大学</u>	<u>立教大学</u>
<u>国際基督教大学</u>	ルー大学	創価大学	立命館大学
国際教養大学	兵庫県立大学	中央大学	早稲田大学
<u>芝浦工業大学</u>	松本歯科大学	<u>都留文科大学</u>	
<u>西南学院大学</u>	武蔵野学院大学	東京大学	
	<u>横浜市立大学</u>	東京藝術大学	
	立命館アジア太平洋大学		
			計68大学

【注】

- ・日本の学校の卒業生を対象としているものを記載（帰国生や留学生を対象を限定しているものを除く）
- ・下線はIB資格取得者・取得予定者のみを対象とした入試を実施している大学
- ・各大学へのアンケートに基づき文部科学省 I B 教育推進コンソーシアム事務局にて作成したもので、必ずしも全ての情報を網羅しているわけではありません。（調査：令和3年12月時点）

※文部科学省 I B 教育推進コンソーシアム事務局調べ

国際バカロレア認定校の事例①

東京学芸大学附属国際中等教育学校 MYP DP

IB World School 国公立学校初のIB認定校



IBのMYP(中等教育プログラム)とDP(ディプロマプログラム)の認定校。中等教育学校として6年一貫教育を実践

IB(International Baccalaureate 国際バカロレア)とは？

国際バカロレア機構 (IBO) が提供する国際的な教育プログラム。世界の複雑さを理解し、そのことに対処できる力、そして未来へ責任ある行動をとるための態度とスキルを身に付けた生徒の育成を目的としています。



MYP (Middle Years Programme)

1～4年の4年間 全生徒が対象

8つの教科群

- 言語と文学(国語) ●言語の習得(外国語) ●個人と社会(社会/地理歴史・公民) ●理科(理科)
- 数学(数学) ●芸術(音楽・美術/芸術) ●保健体育(保健体育) ●デザイン(技術・家庭/情報)

Social Action/活動の例



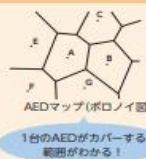
MYPのカリキュラムの一領域である社会貢献活動を本校では「Social Action」と称し、生徒の積極的な行動を促しています。生徒は地域・環境・難病など、様々な社会課題に関わる NPO・NGO・ボランティア団体のイベントにスタッフボランティアとして参加したり、自分たちでボランティア活動を企画したりすることで、自分たち自身も学びながら多くの活動を支援しています。

MYPのユニット例

【数学の単元】2年生: 図形領域(垂直二等分線の作図)

<探究テーマ> AEDで救える命を増やそう

AEDは何m間隔で設置すればよいでしょうか。また、どのAEDを取りに行くときよいかわかる「AEDマップ」をつくりましょう。



【主な活動内容】

- 「3分以内に取りに行って戻ってくる」という条件を設定し、AEDの適切な設置間隔を決める。
- 身近な地域のAEDが300m間隔で設置されているかを、地図上に円を描く方法を見い出して考察する。
- 住人の年齢構成などのデータを読み取りAEDが必要な場所の条件を考える。
- どのAEDを取りに行くときよいかわかる「AEDマップ」(ボロノイ図)をつくる。

教科内容と実社会との関連性を重視

実社会の問題を数学的に解決したり判断したりする力の育成を目指す授業



DP (Diploma Programme)

5～6年の2年間 各学年約15名

6教科7科目 3科目を英語で、3科目を日本語で学びます。

- 言語と文学【日本語A: 文学HL】 【English A: Language and literature HL】
- 言語の習得【English B HL】 ●個人と社会【歴史HL】 ●理科【化学SL】
- 数学【Mathematics: Applications and interpretation SL】 ●芸術【Visual arts SL】

HL=Higher level 上級レベル
SL=Standard level 標準レベル

* 【English A: Language and literature HL】と【English B HL】はどちらかの選択になります。

3つのコア

TOK
(Theory of knowledge)
知の理論

EE
(Extended essay)
課題論文

CAS
(Creativity, activity and service)
創造性・活動・奉仕

少数でチャレンジに満ちた専門性の高い学習を行い、IB ディプロマ資格を取得します。

国際バカロレア認定校の事例②

市立札幌開成中等教育学校 MYP DP

授業風景

- 話し合いに基づいた授業
- アイデアの共有・発表
- 協働学習・グループワーク中心



- ➡
- ✓ 学習者中心の学び
 - ✓ 生涯を通じた学習の方法の獲得
 - ✓ 生きる力



【身につけるスキル】

- コミュニケーションスキル
- 協働スキル
- 組織スキル、情動スキル
- 情報リテラシー、メディアリテラシー
- 批判的思考力、創造的思考力、転移スキル

【授業内容例】

- Personal Project (MYPの修了研究に類するもの)
 - ・ 発光生物の社会利用について
 - ・ 自分より賢いAIを作る
 - ・ ホームステイで役立つ英語フレーズ集 (右参照)

etc.



➤ 総括的評価課題

- ・ 50m走のスピード曲線を作図し、比較分析のレポート (体育)
- ・ 視力検査におけるランドルト環の作成 (数学)
- ・ 北海道に影響を与えた人物・出来事のレポート (社会)

etc.

進路指導

- 進路指導に際しても**主体性**を育成すべく、担任の先生から生徒が受け身で面談を受ける形式ではなく、**"SELF式ガイダンス"**を実施
 - 進路面談は、話したい先生のもとに自ら予約を取りに行って実施
 - 三者面談では**日英両言語**で**"自分プレゼン"**を実施

(参考) 自分プレゼンの様子



教育ノウハウの横展開

- 本校でIBのカリキュラムに基づく**課題探究的な学習**を実施した際に**生じた様々な課題とその解決策を、札幌市教育委員会が冊子として取りまとめ、札幌市内各校に配布**

第1弾：教室で使える**グループワーク**



第2弾：教室で使える**レポート作成**



国際バカロレア認定校の事例③

■ 広島県立広島叡智学園中学校・高等学校

MYP

DP

教育の特色

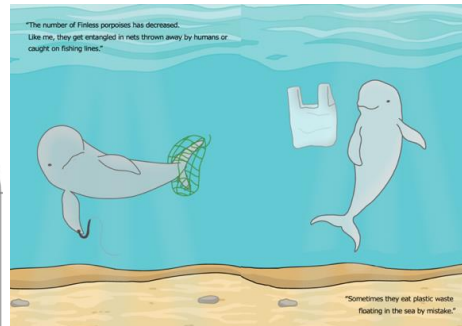
- 国際バカロレア認定校（MYP及びDP）
- 実社会の課題解決に挑戦する国際協働型プロジェクト学習
- 少人数授業やオンライン交流などによる英語力の育成
- 学年を超えた仲間や留学生と行う全寮制での学習・生活
- 外国人留学生の受入など、多様性あふれる学習環境

未来創造科（実社会の課題解決に挑戦する国際協働型プロジェクト学習）

- 中学校の総合的な学習の時間を用いて、「Well-being」「環境」「社会正義」について探究するプロジェクトを実施。
- プロジェクトを通して、各教科の学習で身につけたATLスキル（学習方法）や見方・考え方を生かし、実社会の課題解決を図る。
- 高等学校1年次の総合的な探究の時間を用いて、MYPの集大成となるパーソナル・プロジェクト(PP)を実施。
- PPでは、生徒自身の興味関心に基づいてプロジェクトのテーマを設定し、計画・実行・振り返りを行い、その過程や成果をレポート等にまとめる。



PPの例1：化学物質が農作物に与える影響を訴えるためのリーフレット制作



PPの例2：小学生に対する絶滅危惧種の理解促進を図るための絵本作画

外国人留学生の受入

- 生徒の約1/3が外国人留学生枠
高等学校では、定員60名/学年のうち、最大20名を外国人留学生とし、多様性あふれる学習環境を整備。
- 7か国11名の外国人留学生が在籍
アメリカ、インド、ウガンダ、オーストラリア、ガーナ、フィリピン、メキシコからの外国人留学生等11名が在籍（令和4年8月現在）。日本人生徒とともに、国際バカロレアの教育プログラムに基づいたカリキュラムで学び、全寮制での生活を送っている。



授業の使用言語が選択可能

- 日本人生徒の英語力の育成及び外国人留学生の受入を図るため、DPの多くの科目で日本語及び英語の授業を実施。
- 上級レベル（HL）/ 標準レベル（SL）の選択とともに使用言語も選択可能とすることで、生徒の多様な進路実現に対応。

教科群	グループ① 言語A	グループ② 言語習得	グループ③ 個人と社会	グループ④ 科学	グループ⑤ 数学	グループ⑥ 芸術
科目	言語と文学	英語B 日本語B	歴史 地理	物理 化学 生物	数学A&A 数学A&I	音楽 フィルム

※ 赤字の科目は英語のみ開講。グループ⑥はSLのみ開講。

基本的な認識

- 英語は世界で最も話者が多く、インターネット上でも最も使用される言語。グローバル化に対応する中で、外国語、中でも国際共通語としての英語によるコミュニケーション能力はこれまで以上に必要となっており、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」のバランスのとれた育成が重要。
- また、初等中等教育段階の全体を通して、我が国の魅力や立場を効果的に対外発信できる人材を意識的に増やしていくことが不可欠。その際、全体レベルの向上と併せ、特にグローバルに活躍することを目指す層を効果的に育成していく視点も必要。
- こうした取組を進める上では、従来、文部科学省の施策の中心であった授業の改善のみならず、これまでは強く意識されてこなかった、教育課程外・学校外の活動の充実も必要。とりわけ、若者が海外に飛び出して文化や価値観の多様性に触れ、世界中の多様な人々と協働する力や広い視野で課題に挑戦する力を身に付けることが重要。

1. 学校英語教育の底上げ

①英語教育改善に向けた取組状況の一層の可視化・好事例の横展開

- 次回調査（本年冬予定）以降、有識者の協力も得て、分析単位・調査項目を改善し、成果に繋がる取組や課題を徹底的に可視化。
- その結果を分かりやすく公表するとともに、各都道府県・政令市の「英語教育改善プラン」に反映。

②デジタル教科書・教材等による学びのDX

- 義務教育段階：本年度、デジタル教科書・教材等を活用した効果的な取組モデルの開発や好事例の収集・分析を行う実証事業を実施。成果を様々なチャンネルで全国に発信。
- 高校段階：デジタル教科書・教材等の活用に積極的に取り組む自治体を支援（家庭学習を含め、ICT機器の有効な活用方法を調査研究）。

③英語4技能の総合的な育成に向けたパフォーマンステストの実施促進

- 高校での「話すこと」「書くこと」のパフォーマンステストの問題、採点基準、具体の評価事例を豊富に盛り込んだ参考資料を作成。全国の指導主事が集まる会議等を通じて活用を推進。

④学校外における自主的・自発的な学習意欲の向上

- 外国語指導助手（ALT）や英語が堪能な地域人材の活用を一層促進（ALTを指導者とする課外活動を好事例の横展開等により積極的に推進 等）。
- 上記課外活動の推進と併せ、各種団体が実施する英語でのディベート、スピーチコンテスト等を積極的に支援（文部科学省としての後援、大臣賞の創設等）。
- 一人一台端末を活用した海外との交流の促進（好事例の横展開）。

※⑤：略

2. 教員採用・研修の改善

①教員採用段階の取組差の可視化

- 英語教師の採用選考試験に当たり、特別免許状を活用しているかどうか、英語力に関する資格・検定・スコア保持者に対する特別措置（加点、一部試験免除、特別選考など）を実施しているかどうか、などについて定期的に調査を行い、取組状況を分かりやすく公表。
- 特別免許状の授与基準の策定・公表の有無、手続の内容（申請受付時期等）、学校種別・教科別の授与件数を自治体別に分かりやすく公表。

②「英語で授業」のレベルアップ

- 英語の指導法について、基礎的な知識・技能を身に付けられる学習プログラム（英語で授業を行うために必要となる語彙・表現等を網羅的に習得させる等）を国が開発。教職員支援機構において提供。プログラムを修了したことが証明されるための試験等もあわせて作成・実施。
- オンデマンド学習プログラムについては、養成段階での活用を促進することも視野。

③特別免許状等を活用した英語教師登用の拡充

- A L T経験者、民間英会話教室経験者などの登用促進（特別非常勤講師として登用し、その経験を加味して特別免許状で採用することも含む）。
- 特別免許状の授与基準の策定・公表の有無、手続の内容（申請受付時期等）、学校種別・教科別の授与件数を自治体別に分かりやすく公表（再掲）
- 中期的には、上記の国で開発する学習プログラムを修了した者を登録するデータベース（人材バンク）を構築し、当該者に対する教育委員会による特別免許状の授与審査や採用試験の簡略化を促進。

3. 大学入試・社会との接続

①4技能の総合的な英語力評価も含めた入試の好事例の公表

- 令和3年度及び4年度の大学入試において、**4技能の総合的な英語力評価を導入している好事例**について、その導入に至る背景・課題、制度設計のポイント、実施体制等を入試の好事例集としてまとめて公表し、**各大学の取組を促進**する。

②私学助成・国立大学法人運営費交付金によるインセンティブの付与

- **私立大学等改革総合支援事業**（私立大学等経常費補助金）における調査項目を見直し、**4技能の総合的な英語力を評価した入試を行っている大学に対し加点**する。
- **国立大学法人運営費交付金**において、**4技能の総合的な英語力の育成・評価に関する優れた取組等を進める組織整備に対して支援**することを、令和5年度概算要求に係る事務連絡上で明確化する。

③4技能別出題状況・英語資格試験導入状況の実態調査・可視化

- 入試の英語科目における**4技能別の出題状況及び英語資格・検定試験の活用状況**について、令和2年度入試に続き令和4年度入試に対しても**選抜区分ごとの実態調査**を行い、全体としての傾向を把握し、今後の政策立案に活用する。
- 入試における総合的な英語力評価や英語資格・検定試験を導入している大学については、**英語力を高めたいと努力している受験生への情報提供の充実**を図るため、大学名等を公表し、**各大学の取組の見える化**を進める。

④アドミッション・ポリシー見直し促進のための教学マネジメントのあり方の検討

- 総合的な英語力の育成の観点から、教育理念や教育内容等を踏まえるように入学者を受け入れるかを定める**アドミッション・ポリシーについて各大学における見直しを促進**するため、文科科学省において教学マネジメントのあり方を検討する。これにより各大学における入試の充実を促す。

⑤大学教育における英語教育の充実

- 学生の英語力の目標値設定及び達成支援、学修成果・教育成果の把握・可視化など、**各大学における総合的な英語力の育成・評価の取組を好事例として周知**を図り、**各大学の取組を促進**する。

⑥大学生に期待する英語力等に関する積極的な情報発信の要請

- 大学入試のあり方に関する検討会議の提言を踏まえ実施した「社会で求められる総合的な英語能力に関する調査」の結果を経済団体等に広く周知するとともに、**企業が大学生に期待する英語力等についてより積極的に情報発信**することを要請する。

4. 国際交流体験活動・文化発信の推進

①留学生との国際交流キャンプの実施

- 文化の異なる国の優秀な留学生と日本人生徒が共同生活をしつつ、**国際社会での現実に即した英語交渉や文化発信・交流を行う事業**を実施。
- **国際交流体験**を通して、国際的な視野や、海外留学への関心を醸成し、国際的に活躍できる人材育成を推進。
- G7サミットの日本開催などを契機に、**若い世代に開かれた日本を世界にアピール**。

②国立青少年施設における国際交流事業の実施

- 国立青少年施設で行われている**国際交流・異文化理解活動（イングリッシュキャンプ等）の取組をさらに推進**。
- 地域課題を解決するための**高校生向け探究プログラム**において、英語を活用して取組を推進。

5. 海外留学の促進

①海外留学の拡大と段階に応じた留学支援の強化

- **日本人学生の海外留学（海外留学支援制度等）の強化**。
- **高校生への留学支援の強化**。
- **高校段階における国際交流体験の充実**。
- 留学を希望する生徒・学生の段階（高校生、学生（学部、修士、博士））に応じた**シームレスな留学支援・促進策の最適パッケージ化の推進**。

②「トビタテ！留学JAPAN」の発展的推進

- 海外留学の機運を再び醸成し、若者の海外留学の促進に向けて、企業・地方自治体等の参画を促進することで、**官民協働により「トビタテ！留学JAPAN」を発展させた事業を推進**。

英語教育・日本人の対外発信力の改善（文部科学省）

令和5年度要求・要望額 89億円（内数除く）

背景・課題

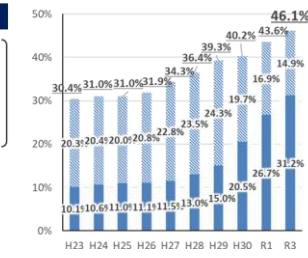
- グローバル化の中で世界と向き合うことが求められる我が国においては、日本人としての美徳や良さを生かしグローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力の育成が必要。
- グローバルな視点で活躍するためには、言語ツールとしての英語力が必要。しかし、中学生・高校生の英語力は年々着実に向上しているが、第3期教育振興基本計画（～令和4年度）の目標は未達、各種の英語資格・検定試験でも我が国の平均スコアは諸外国に比べて低いなど、日本人の英語力には課題。
- コロナ禍において、日本人学生の留学生は著しく減少し、若者の「内向き志向」を示すデータもあり、外国との接点が減少することで、日本に関する対外発信力を養う機会が減少。

※ 令和4年8月に「英語教育・日本人の対外発信力の改善に向けて」（アクションプラン）を公表

中学生
CEFR A1レベル
（英検3級）相当
以上を達成した
中3生の割合
【目標5割】



高校生
CEFR A2レベル
（英検準2級）相当
以上を達成した
高3生の割合
【目標5割】



事業内容

1. 学校英語教育の改善

各都道府県等による、英語教育実施調査等から明らかになった課題への対応（高校でのパフォーマンステストの実施促進等）やICT機器を活用した指導方法の開発等を支援し、効果的な取組を普及する。

●英語教育改善プラン推進事業 94百万円

＜委託先＞ 都道府県・指定都市教育委員会（成果検証は研究機関等）

＜箇所・単価＞ 9箇所程度、850万円程度／箇所

2. 教員採用・研修の改善

英語の指導法に係る学習プログラムの開発・提供等を行うとともに、ALT経験者、民間英会話教室経験者の積極的な活用を図る

●教員研修高度化推進支援事業 2,633百万円の内数

●学校教育における外部人材の活用促進事業 69百万円の内数

3. 大学入試・社会との接続

入試における総合的な英語力評価や英語資格・検定試験の導入等、教育現場の実態に即した新たな教育手法の開発や具体的な導入方法等の先導的調査研究を委託し、共有・可視化し、各大学の取組を加速化する。

●先導的大学改革推進委託事業 60百万円の内数

4. 国際交流体験活動・文化発信の推進

留学生と日本人生徒が交流する国際交流キャンプの実施や、国立青少年施設における国際交流事業を実施する。

●アジア高校生架け橋プロジェクト+（留学生との国際交流キャンプの実施） 195百万円の内数

●国立青少年施設における国際交流事業（イングリッシュキャンプや英語を活用した高校生向け探求プログラム） 8,461百万円の内数

5. 海外留学の促進

日本人学生・生徒が海外に飛び出し、日本では得がたい様々な経験を積み、多様な価値観を持つ世界中の人々と交流することにより、異文化理解の促進、アイデンティティの確立、国際的素養の涵養等、産学官を挙げたグローバル人材の育成を図る。

●大学等の海外留学支援制度 8,632百万円

●青少年の国際交流の推進 51百万円

●社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業 142百万円

※ 日本学生支援機構運営費交付金留学生交流推進事業のなかでも対応

(外国人材の活躍に向けた教育環境整備)

インターナショナルスクールについて

- いわゆる「インターナショナルスクール」は、法令上の明確な規定はないが、一般的には、外国人を対象として英語で教育を行う施設と考えられており、学校教育法第134条に基づく各種学校として都道府県知事の認可を受けている学校（37校）と無認可施設（47校）が存在する。

※学校数は令和4年3月時点。文部科学省調べ。

- この中には、国際的な認証機関（国際バカロレア等）の認証を受けた教育施設と、認証を受けていない教育施設が混在している。

- また上記以外にも、主に外国人の受入れを目的として、一条校として設置された学校も一部存在する。

（参考）私立学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校等）、各種学校、無認可施設の比較

	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等 (私立)	各種学校	無認可施設
根拠法令等	学校教育法第1条 幼稚園～高等学校設置基準等	学校教育法第134条 各種学校規程、各都道府県の各種学校設置認可基準等	特段の定めなし
学校設置者	学校法人	限定なし (学校法人、準学校法人、財団・社団法人、その他法人、個人)	
学校法人及び学校の設立・設置	各都道府県において設置する私立学校審議会の審議を経て、都道府県知事が認可		
教育内容	幼稚園：幼稚園教育要領 小学校～高等学校：学習指導要領 ※小学校等において外国語で教育を行うためには「教育課程特例校」又は「IB認定校（高校において英語DPを実施する場合）」への申請が必要	特段の定めなし	
教員資格	各学校種の教員免許状を有する者	担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能等を有する者	
高等学校、大学への接続	あり	(高等学校への接続) 高等学校において中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた場合 (大学への接続) 一定の要件を満たした教育機関（国際バカロレアの認定を受けた機関等）を修了した場合	

インターナショナルスクールの創設動向

- 中国・東南アジアの富裕層・中間層にとって、子女が大学進学前の10代を過ごす場として、「安全で環境のよい国、日本」への期待が高まっており、名門ボーディングスクール日本校も開設。
- 日本発のボーディングスクールの誕生や、既存私学の探究・世界シフトも始まっている。

英国名門ボーディングスクール日本校の新設

ハロウインターナショナルスクール安比ジャパン

- ・ 英国の名門Harrow Schoolが岩手県安比高原に展開するボーディングスクール（寄宿制学校）。
- ・ 日本最大規模を予定しており、11歳から18歳まで920人の生徒を受け入れる予定。



ラグビースクール・ジャパン（開校予定）

- ・ 英国の名門Rugby Schoolが、千葉大学柏の葉キャンパス内に日本校の設立に向けて、2021年に設立準備財団を設立。
- ・ 11歳から18歳まで750人の生徒を受け入れる予定。

日本発の新たな学校の誕生、私学の探究・世界シフト

（日本発のボーディング・スクールの誕生）

UWC ISAK Japan

- ・ チェンジ・メイカーの育成を目標に開校したISAK（インターナショナルスクール・オブ・アジア・軽井沢）を母体に、2017年より新たにスタートした日本の全寮制国際高校。
- ・ 国際バカロレアも日本の高卒資格を取得可能。



（既存私学の探究・世界シフト）

三田国際学園中学校・高等学校

- ・ 1902年創設の戸板中学校・戸板女子高等学校を2015年度に三田国際学園中学校・高等学校に改称し、男女共学のインターナショナルスクールに。

韓国・済州における国際学校の誘致

- 韓国では、2000年代に入ってから小・中・高の学生たちの海外留学が急速に増加。帰国した学生の国内不適応に関する問題、夫の単身赴任の問題、海外留学による貿易収支の悪化などの問題が発生。
海外留学生の数:2001年、2万7千人 → 2006年、4万5千人
留学による貿易収支の赤字 2001年、10.6億ドル → 2006年、44.6億ドル
- このような社会経済的問題を改善するため、2006年12月、政府の財政経済部が「済州道英語教育都市計画」を発表。同計画に基づく事業期間は2008～24年まで。
- 済州道立の「国際学校」(小・中・高)を設立したほか、英・米・加の3校を誘致。卒業生の約9割が外国大学に入学。

「済州道英語教育都市計画」について

【概要・経緯等】

- 本計画は、観光、教育、医療、先端知識産業などを済州の未来中核産業に育成するための「済州国際自由都市開発」の一環（財政支援、査証・在留資格、出入国手続、関税などを優遇）として実施。
- 当初は集中的な英語研修を目的とする短期プログラムを計画していたが、検討途上で「国際学校」（小・中・高）を設立することが決定、海外留学の需要を国内に転換させる本格的な計画が開始。
- 国際学校を中心に商業、住居、公共施設などが複合化された定住型教育都市である「英語教育都市」を造成するため、英語圏の名門私立学校173校を対象に案内書の発送するなど、積極的に誘致。
- 「国際学校」は国内と同等の学力認定に必要な教育課程の履修義務（国語と社会を含む2教科以上を週当たり2時間ずつ以上履修）を課し、卒業生は国内で学歴認定。

【成果】

- まず2011年に済州道立のKISが開校。2011年にイギリスのNLCS、2012年にカナダのBHA、2017年には米国のSJAが開校。
- 2014～21年までに1177人が卒業、約9割が外国大学に入学。
- 現在、4つの国際学校には4568人が在学（うち8割が韓国籍）しており、これによる年間の留学収支改善効果は、9687億ウォン（約968億円）とされる（2021年）。

外国人児童生徒等への教育の充実（文部科学省）

令和5年度要求・要望額 1,259百万円

施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるようにする

現状・課題

入国・就学前

- ・ 約1万人が不就学の可能性

義務教育段階

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒は約5.8万人
- ・ うち、特別の指導を受けられていない児童生徒が約1割存在

高等学校段階

- ・ 年間で5.5%が中退
- ・ 大学等進学率は51.9%

進学・就職へ

①就学状況の把握、就学の促進

外国人の子供の就学促進事業（H27年度～） **139百万円（107百万円）**

＜支援メニュー＞ 補助率3分の1
 ・就学状況等の把握、就学ガイダンス
 ・日本語指導、学習指導 等
 ⇒（本事業により達成される成果）
 不就学を防止し、全ての外国人の子供の教育機会が確保される

②指導体制の確保・充実

③日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善

⑤異文化理解、母語・母文化を尊重した取組の推進

④中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業（H25年度～） **1,047百万円（951百万円）**

＜支援メニュー＞ 補助率3分の1

・拠点校方式による指導体制構築 ・日本語指導者、母語支援員派遣 ・オンライン指導や多言語翻訳システム等のICT活用
 ・高校生に対する包括的な支援 等
 ⇒（本事業により達成される成果）
 学校生活に必要な日本語指導、教科との統合指導、進路指導など、外国人児童生徒等に対する総合的・多面的な指導・支援体制が地域の実情に沿って構築される

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業 **31百万円（21百万円）**

・「かすたねっと」による多言語文書、日本語指導教材等の提供 ・アドバイザーの派遣 ・外国人の子供の就学状況等調査 ・高等学校「特別的教育課程」制度周知、資料作成 等
 ⇒（本事業により達成される成果）日本語指導に係る施策立案に関する助言・指導や情報共有などが図られ、外国人児童生徒等の教育支援体制の基盤が形成される

帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等 **0.7百万円（0.7百万円）**

児童生徒の日本語能力把握の充実に向けた調査研究（新規） **41百万円**

・「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント」を踏まえ、児童生徒の日本語能力を評価するとともに、日本語指導の目標や指導内容決定の基礎となる能力記述文（Can-Do）を作成する
 ・散在地域において、関係機関が連携し、日本語能力を含む児童生徒の実態把握の方法・体制を研究する
 ⇒（本事業により達成される成果）
 児童生徒の日本語能力評価に際し、客観的な評価ツールを活用することにより適切な指導が実施される
 散在地域において、関係機関が連携し、児童生徒の日本語能力等の実態を踏まえた、指導体制が整備される



体制整備

指導内容構築

インパクト

全ての外国人の子供が就学する機会を得るとともに、日本語指導が必要な全ての児童生徒が学校で充実した教育を受けることで、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができる

外国人等に対する日本語教育の推進（文化庁）

令和5年度要求・要望額

1,686百万円



背景・課題

日本の在留外国人は令和3年末で277万人。過去30年で約3倍に増加し、日本語学習者も令和元年で約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響の入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化したが、令和4年度から回復傾向にあることから、以後、外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和4年度改訂）、「同ロードマップ（令和4年度）」や円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（閣議決定）」を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

1

日本語教育の全国展開・学習機会の確保が必要

2

日本語教育の質を維持向上させるための施策が必要

事業内容

1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保	①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進(拡充) 685百万円(500百万円) ○ 令和元年以降、地域日本語教育の中核を担う都道府県等が、市町村や関係機関と連携し、教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。 ○ 令和5年度は全体の8割(48→55(予定))、参照枠活用や日本語教育機関との連携等の取組に対し補助率加算。	②日本語教室空白地域解消の推進強化(拡充) 207百万円(132百万円) ○ 日本語教室空白地域の市区町村に対してアドバイザーを派遣し、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。 ○ インターネットを活用した日本語学習教材(つなひろ)の開発・提供。「日本語教育の参照枠」動画コンテンツを追加、避難民向け言語を追加	③「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業 24百万円(24百万円) NPO法人、公益法人、大学等が行う、日本語教育の教育上の課題や都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組を支援。(外国人コミュニティの社会参加、難民コミュニティ支援 など)	条約難民等に対する日本語教育(拡充) 165百万円(55百万円) 条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育を実施。 在アフガニスタン大使館職員等の難民認定による支援を含む。
	2 日本語教育の質の向上等 ①「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発等 25百万円(25百万円) 令和3年度に策定された「日本語教育の参照枠」の活用を促進するため、令和4年度に引き続き、生活・留学・就労等の分野での教育の内容・方法等のモデルや教材等を開発。	②日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業(拡充) 310百万円(201百万円) 日本語教師の養成に必要な「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年)及び新たな資格制度の検討状況を踏まえ、 ①現職日本語教師研修プログラム普及、 ②日本語教師養成・研修推進拠点整備、 ③日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修を実施。	③資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上(拡充) 231百万円(51百万円) 日本語教師の新たな資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度に関する法案提出を視野に、 ①資格に係る試験システム導入及び試行試験の実施、②認定機関等に関する情報掲載のサイト構築・検証を行う。	④日本語教育に関する調査及び調査研究 31百万円(31百万円) 日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施。(実態調査、養成・研修の調査、オンライン日本語教育の分析、「日本語教育の参照枠」を踏まえた日本語教師の養成・研修内容の改善・充実等)

アウトプット(活動目標)

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育人材の質を高める取組の展開

アウトカム(成果目標)

- ・日本語学習者の増(日本語教育環境の整備)

インパクト(国民・社会への影響)

- ・外国人との共生社会の実現

ウクライナからの避難民を受け入れた場合の生活に必要な日本語教育 (外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業) (文化庁)

現状 と 課題

- ウクライナからの避難民が当該地域に転居し、地域日本語教室への参加を希望する可能性
- 避難民である学習者に対する指導経験や文化背景に理解がある日本語教師等が少ない
- 特別な配慮を必要とする日本語教育の実施に関して、知見に基づいた実施体制の構築が課題

活用事例

避難民等受入れ団体

難民等への日本語教育の経験を有する団体による日本語教育の知見の提供

総括コーディネーター等

避難民のニーズを踏まえたマッチング等の支援

日本語教育機関・大学

日本語教師

日本語学習支援者

日本語教育の実施

避難民への生活に必要な日本語教育の実施



○連絡・調整

○日本語教育機関や大学等の日本語教師派遣等

通訳・相談対応等の支援

地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業では、

ウクライナからの避難民を受け入れた都道府県・政令指定都市の事業において

- 避難民等の受入れ・日本語教育に係る研修経費
- 日本語教師、日本語学習支援者の派遣旅費と謝金
- ICTを活用した日本語教育
- 日本語教育の提供に係る通訳・翻訳の支援等

などを補助対象経費として計上できます。

都道府県・市区町村、国際交流協会に
設置された相談窓口・通訳等との連携

その他の活用事例：

- ・ウクライナからの避難民を受け入れる複数の地方公共団体による情報共有を目的とした会議等

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案（仮称）

の概要（文化庁）

検討中

趣 旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度を創設するとともに、認定日本語教育機関において日本語教育を行う者の資格を整備する。

【日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第四十八号）】

（日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等）

第二十一条 国は、日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上並びに処遇の改善を図られるよう、（略）国内における日本語教師（略）の資格に関する仕組みの整備（略）を講ずるものとする。

附 則

第二条 国は、（略）日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの（略）に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

検討中の主な内容

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

- 日本語教育機関の設置者は、**日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。**

（想定される具体的内容）

- ・文部科学大臣による認定機関の情報の多言語公表
- ・認定機関の設置者に対する文部科学大臣が定める表示の使用許可
- ・文部科学大臣による段階的な是正措置 など

※ 文部科学大臣、**法務大臣その他の関係行政機関の長との連携について規定**

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために**必要な知識及び技能についての試験に合格し、文部科学大臣の登録を受けた者が実施する研修を修了した者は、文部科学大臣の登録を受けることができる。**

高等学校における日本語指導の制度化について（文部科学省）

- ▶ 公立高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は増加している（H20：1,562人→H30:4,172人）。外国人生徒向け高校進学ガイダンスや、公立高等学校入学者選抜における外国人生徒特別定員枠の設定等の取組が進められており、今後も増加が見込まれる。
- ▶ 他方、公立高等学校の日本語指導が必要な生徒については、高校生全体に比して、中途退学率が高い、就職者における非正規就職率が高い、等の課題が明らかになっている。
- ▶ このような状況の中、高等学校において日本語指導が必要な生徒に対し、日本語指導をはじめとするきめ細かい指導・支援の取組を進めることが重要。

➡ 令和3年1月の中教審答申、同9月の検討会議報告の提言を踏まえ、高等学校段階において「**特別の教育課程**」を編成し、**日本語の個別指導とその単位認定を可能とする省令・告示等の改正を令和4年3月に行った。**

改正の概要

○学校教育法施行規則の改正

- ・高等学校において、日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要がある者を教育する場合には、特別の教育課程によることができる。
- ・特別の教育課程による指導の実施形態は、
 - ①生徒が在学する高等学校において指導を受ける
 - ②他の高等学校に定期的に通級し、指導を受ける

○高等学校学習指導要領・特別支援学校高等部学習指導要領の改正

- ・日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、**教師間の連携、個別の指導計画の作成に努める。**
- ・単位の修得の認定に関する留意事項として、
 - ①学校は、生徒が履修した成果が指導目標からみて満足できると認められる場合は、単位の修得を認定しなければならない
 - ②年次ごとの単位の認定を原則とするが、年度途中から指導を開始する場合などは、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得を認定することもできる。

○平成26年文部科学省告示第1号の改正

- ・日本語の能力に応じた特別の指導を、高等学校の**教育課程に加え、又はその一部に替える**ことができる。
- ・ただし、必履修教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動に替えることはできない。
- ・日本語の能力に応じた特別の指導に係る修得単位数は、**21単位を超えない範囲**で、卒業までに履修させる単位数（74単位以上）に含めることができる。

✓ 加える場合の例（授業時数が増加する）

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的な探究 の時間	選択教科 ・科目	日本語の能力に 応じた特別の指導	特別活動
----------------------	---------------	-------------	---------------------	------

✓ 一部に替える場合の例（授業時数が増加しない）

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的な探究 の時間	選択教科 科目	日本語の能力に 応じた特別の指導	特別活動
----------------------	---------------	------------	---------------------	------

今後の予定

- ・令和5年4月 制度の運用開始

※小中学校等における「特別の教育課程」による日本語指導については、平成26年に制度化。

義務教育における「特別の教育課程」の編成・実施について（文部科学省）

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】

第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

1. 制度の概要

- ①指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)
または、日本語指導担当教員＋指導補助者
- ④授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出

2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

3. 支援体制

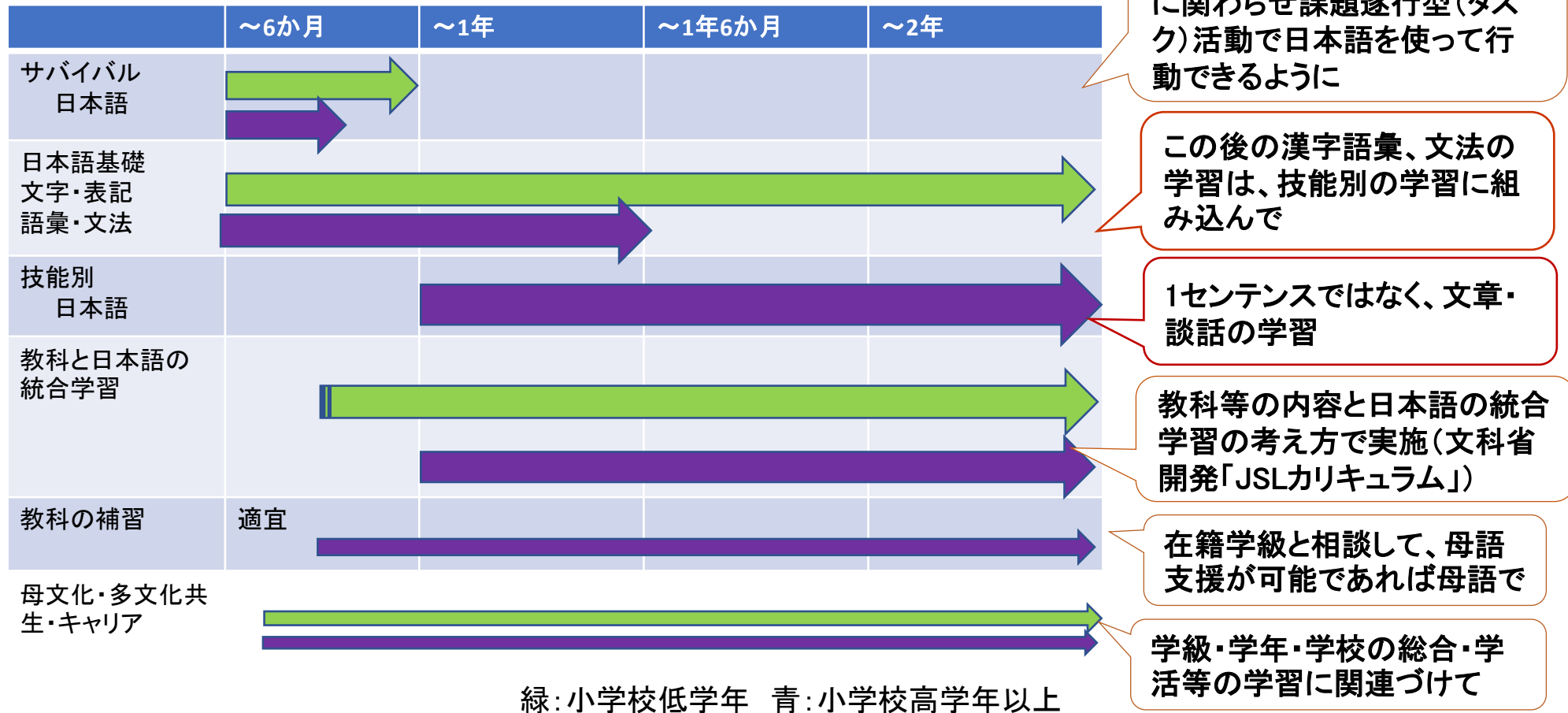
国の施策



【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等
【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援 等
・課外での指導・支援

学校における日本語指導のコース設計例（文部科学省）

学校における日本語指導のコース設計例 日本語のコース設計 ⇒「個別の指導計画」の作成



文部科学省 外国人児童生徒等教育に関する研修用動画 講義資料をもとに作成

自治体における、日本語指導が必要な児童生徒への各種支援の実践例（横浜市）

外国籍や外国につながる児童生徒等来日・帰国 → 区役所（住民登録等） → 学校

学校ガイダンス

行く

行かない

学校ガイダンス

（日本語支援拠点施設「ひまわり」、「鶴見ひまわり」、
「都筑ひまわり（8月4週以降）」のいずれか）
右記「学校での確認」の内容

+

- ① 学校生活についての説明
- ② 保護者の役割についての説明
- ③ 口座開設関係書類や転編入学手続き書類等の作成支援
- ④ 児童生徒の日本語及び学習状況の確認
- ⑤ プレクラスの概要説明・希望確認・入級申請書の記入

学校での確認

- ① 入学手続きに関する各種説明
- ② 児童生徒の基本情報の確認
- ③ 保護者の連絡先の確認
- ④ 学用品購入の案内
- ⑤ 日本語教室利用希望確認

プレクラスの案内・
利用希望確認・申請

プレクラスを利用

する

しない

プレクラス

日本語支援拠点施設

「ひまわり」、「鶴見ひまわり」、「都筑ひまわり（9月開設）」へ通級（4週間・水・木・金の週3日）

- ・集中的な初期日本語指導及び日本の学校生活の体験
- ・小学校低学年クラス「はな組」、小学校高学年クラス「みどり組」、中学校クラス「そら組」の3クラスに分かれて指導

修了後

日本語教室

小学校

日本語講師を学校へ派遣

（週1回）

国際教室あり：1・2年生30回

3～6年生35回

国際教室なし：1・2年生45回

3～6年生55回

※プレクラス利用した場合、5回減じる

中学校

生徒が集中教室へ通級

（週2回）

国際教室のある学校：40回

国際教室のない学校：60回

編入後、随時

母語支援ボランティア活用事業

初期適応・ 学習支援

（随時）

※学校でボランティアを見つける

国際教室のある学校
最大30回/人

国際教室のない学校
最大50回/人

初期適応・学習支援対象外
又は実施済みの児童生徒

母語支援ボランティア活用事業

中期放課後等 学習支援

※学校でボランティアを見つける

放課後、長期休業期間中などの
母語支援ボランティアによる
中期支援段階の学習支援

保護者通訳
（随時）

学校独自で
ボランティアを
見つけれられる

母語支援
ボランティア
活用事業

保護者等
通訳支援

教育委員会へ
報告書提出

学校独自で
ボランティアを
見つけれられない

学校通訳
ボランティア
（一週間前までに）

YOKEへ「依頼票」を
提出（FAX）

各要綱・様式等掲載場所：学校便利帳 →
マニュアル・様式 → 教務（教務） → 国際理解関係

多言語資料：「ようこそ横浜の学校へ」
「Ⅱ 学校通知文・用語対訳集」（7か国語対訳）
（YCAN → 教育委員会事務局 → 小中学校企画課）

海外の日本語教育環境の整備

※【】内は令和3年度の実績

1. 日本語専門家の海外派遣

教育カリキュラムや教材作成の助言、現地教師の育成、EPA予備教育などを担う日本語専門家や日本語指導助手等を各国教育省、国際交流基金海外拠点、中等・高等教育機関などに派遣。

【長期派遣ポスト数：41か国・地域119ポスト、米国若手日本語教員(J-LEAP)：7人】

2. 海外の日本語教師を対象にした研修の実施

海外の日本語教師の日本語力と日本語教授能力の向上を図るための、
現地及び日本の研修施設における研修事業。【教師研修参加者数：13,317人(オンライン研修を含む)】



3. 日本語教育機関の活動及びネットワーク形成に対する支援

海外の日本語教育機関が必要とする教師謝金や日本語教材の購入費、弁論大会等のイベントの開催経費の一部を助成することで活動を支援。特に、各国の中核的な日本語教育機関については「さくらネットワーク」メンバーに認定し、継続的な支援を通じて活動を強化。

【さくらネットワークメンバー数：102か国・地域357機関、助成実施件数：95か国・地域652件】



4. 日本語教育・学習の奨励

各国・地域における日本語教育の開始や継続を後押しするため、海外の教育・行政機関等への働きかけ(アドボカシー)。学習者の学習意欲向上のための訪日研修や弁論大会等。職務遂行のため日本語能力を必要とする海外の外交官、公務員、文化学術専門家等の訪日研修。

【海外事務所の主催等事業実施件数：260件。外交官、公務員、文化学術専門家の研修参加者数：71人(オンラインで実施)】



5. EPAに基づく訪日前日本語研修の実施

経済連携協定(EPA)による看護師・介護福祉士候補者への日本語教育(フィリピン、インドネシア)。

【EPA研修参加者数：1,163人(継続662人 新規 501人)】

6. 日本語パートナーズ派遣事業の実施

2014年度から日本語母語話者を現地の日本語教師や生徒の日本語学習のパートナーとしてASEAN諸国を中心とするアジアに派遣。

(当初、2020年までに3000人を派遣することを目標として開始したが、コロナ禍を受け目標人数達成のため事業を継続中)

海外における日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実

※【】内は令和3年度の実績

7.日本語教授法に関する情報発信と素材の提供

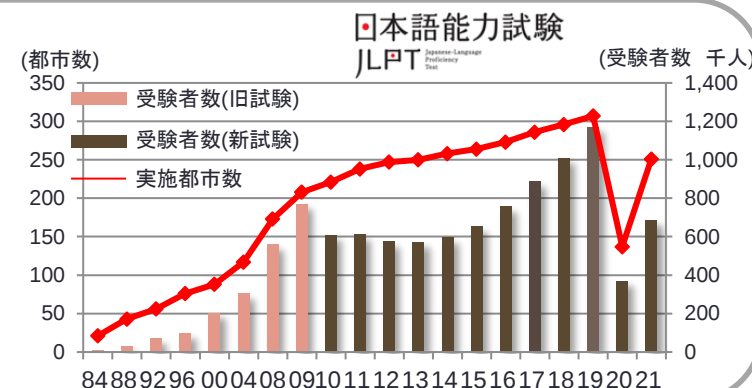
- ①「JF日本語教育スタンダード」※に準拠した学習教材『まるごと 日本のことばと文化』などの教材を制作。【販売部数:56か国で70,661部。累計販売部数:51万部超】（※「JF日本語教育スタンダード」は外国語教育の国際標準を踏まえ基金が作成した日本語の教え方、学び方、学習成果の評価の仕方を考えるツール。）
- ②「JF生活日本語Can-do」を学習目標にした教材『いろどり 生活の日本語』を制作【国内外から87万のアクセス数、219万のページビュー数】



「入門」～「中級2」まで全巻販売中

8.日本語能力評価のための試験の実施

- ①日本語を母語としない者の日本語能力を測定・認定する「日本語能力試験」(JLPT)を(公)日本国際教育支援協会と共催。基金は作題と海外実施を担当。【海外の28か国/地域、90都市で実施、受験者【海外の73国/地域204都市及び日本国内47都道府県で実施、受験者684,907人】
- ②在留資格「特定技能1号」の申請に使用できる「国際交流基金日本語基礎テスト」(JFT-Basic)を実施。【海外9か国16都市及び日本国内47都道府県で実施、受験者数30,596人】



9.オンライン日本語学習プラットフォームの運営

- インターネットを通じた学習支援を目的として、オンラインコースの運営や学習管理を行うための日本語学習プラットフォーム「みなと」やモバイル端末向け学習アプリを開発・提供。
- 【「みなと」のオンラインコースの数や一部コースの対応言語を拡充。利用登録者数:199か国・地域292,447人。モバイル端末向けに①ひらがな/カタカナ/漢字学習アプリや②初学者向け日本語テストアプリを開発・提供。総ダウンロード数は①約121万件、②約6.7万件】



日本語をいつでも、どこでも学べます

10.海外における日本語教育・学習に関する調査実施と情報の提供

各国の日本語教育機関数、学習者数、教師数等を1974年から3年に1度の頻度で調査・公開。

外国人材受入れ拡大のための日本語教育事業（令和元年度開始）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」※に基づき、①～④の取組を包括的にを行い、日本語能力をもつ人材が持続的に輩出され、公正で透明性ある試験によって日本で就労機会を得る好循環を創出していく。①については、日本国内及び特定技能に関する協力覚書(MOC)署名国における実施を推進する。

※平成30年12月25日「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」決定及び令和3年6月15日「同(令和3年度改訂)」

事業	事業の内容・目的	実施状況
①国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)の実施	外国人材が、日本の社会で生活・就労する上で必要な日本語コミュニケーション力を備えているかを判定するコンピューター・ベースのテストを実施する。	令和4年9月までに、海外10か国(※)と日本でテストを実施。また試験開始から令和4年9月までの累計で73,913名が受験、30,577名が合格。
②日本語教育カリキュラム・教材の開発	テスト合格に必要な日本語能力を最短で習得できる学習カリキュラム、教材を開発。その普及支援のため生活日本語コーディネーターを派遣し、現地教育機関への巡回指導等を行う。	新教材『いんどり 生活の日本語』は、令和2年3月に初級編、同年11月に入門編を公開。各国語版を順次公開中。生活日本語コーディネーターは、令和元年度に10名を派遣、令和2年度に8名を派遣。
③現地日本語教師の育成	入門レベルの日本語学習者に必須となる、現地語を使用して教えることができる現地人教師の育成を進める。	令和元年度から引き続き日本語専門家を派遣し、現地で日本語教師向け研修等を実施。また、日本語国際センターでの教師研修を対面ないしオンラインで実施。
④現地日本語教育活動の強化支援	海外での調達が困難な教材購入助成等の現地教育機関に対する支援を実施。	令和元年10月以降、MOC署名国及び中国のうち、令和3年度末時点で、アジア9か国※において助成支援を実施。

※MOC署名国15か国(比、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、尼、越、バングラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、印、マレーシア、ラオス)(R4.7.28現在)及び中国のうち、JFT-Basicは中国、越、バングラデシュ、パキスタン、マレーシア及びラオスを除く10か国で実施。

(日本型教育の輸出)

日本の大学による海外校の設置

1. 従前より可能であった教育研究活動

- (1) 外国の学校教育制度に基づく大学の設置（現地法人が設置者）
- (2) 我が国の学校教育制度に基づく教育の提供
 - ・外国において授業科目の一部を開設し、単位認定をすること
 - ・我が国において開設した授業科目の一部を外国において履修させ、単位認定すること
- (3) その他
 - ・外国の大学との共同研究
 - ・学生・教職員の海外研修
 - ・外国における情報収集・リクルート活動等の拠点（事務所）の設置

2. 制度創設（H16）により可能となった教育研究活動

- ・我が国の大学の学部、研究科、学科等の教育研究組織（海外校）を外国に設置すること
 - －外国に設置した学部等において、教育課程の全てを実施すること
（海外校のみで我が国の大学の卒業と学位の取得が可能）
 - －外国に設置した学部等において、教育課程の一部を実施すること
（国内校の教育課程の履修と合わせて我が国の大学の卒業と学位の取得が可能）

※ 海外校の学生の国籍は問わない。主として外国人を対象とした海外校設置が可能。

実績なし

（現在、日本の国立大学初の海外分校として、筑波大学がマレーシア分校の開校を準備中。）

○大学設置基準

（外国に設ける組織）

第五十七条 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学部、学科その他の組織を設けることができる。

コロナ禍を踏まえた新たな日本型教育の戦略的海外展開に関する調査研究事業（文部科学省） （EDU-Portニッポン2.0）

背景

- ・ 諸外国首脳から、知・徳・体のバランスのとれた力を育むことを目指す初等中等教育や、実践的かつ高度な技術者教育を行う高等専門学校制度など、「日本型教育」に対して、強い関心が寄せられている。
- ・ 日本型教育の海外展開は、「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月閣議決定）において、新たな柱として盛り込まれており、また、「インフラシステム海外展開戦略2025」（令和2年12月）、教育再生実行会議第十二次提言（令和3年6月）においても、具体的施策として盛り込まれている。
- ・ 令和2年に発生した新型コロナウイルスによる状況の変化を踏まえ、公衆衛生教育等の充実に各国の関心が高まっている。

事業概要

外務省・経産省や国際協力機構（JICA）、日本貿易振興機構（JETRO）、地方公共団体、教育機関等との連携のもと構築してきた「日本型教育の海外展開官民協働プラットフォーム」を活用し、コロナ禍を踏まえた新たな日本型教育の戦略的な海外展開に関する調査研究を実施。

これまでの実績と成果

◆平成28年度から令和3年度の6年間で、事業を合計45か国・地域において、80件実施

◆日本側の教員、職員、児童・生徒等の参加人数26,000人
相手国の教員、職員、児童等の参加人数が91,000人を超える

⇒ **日本の教育の国際化に貢献し、着実な成果が上がっている**

- ① 「日本の教育文化・制度」の国際プレゼンスの向上
- ② 外国人児童生徒への教育ノウハウの蓄積
- ③ 日本側の授業づくりや教員研修の見直し
- ④ 諸外国の優れた取組の「逆輸入」
- ⑤ 事業展開国からの留学生の受入
- ⑥ 教育に関する産学官での新たなパートナーシップの構築 等

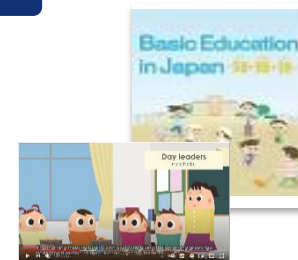
◆また、現地学習指導要領（音楽）に器楽教育が導入されたり、国立工科大学に現地国内初のロボット学科を新設する際に日本型カリキュラムが導入されるなど、多くの成果。

◆令和3年度は公衆衛生教育等の海外展開に関する調査研究を5件実施。

更なる成果を上げるための具体的な取組

◆官民協働プラットフォームの運営

- ・ 官民の代表からなる有識者会議
- ・ シンポジウム、セミナー、国際フォーラムへの出展
- ・ 海外展開事業者への個別相談・マッチング
- ・ 広報、プロモーション活動
- ・ スクールビジットの受入・調整支援
- ・ EDU-Portニッポン応援プロジェクト採択・支援



日本型教育に関する動画配信（8言語）など

◆with/postコロナにおける日本型教育の海外展開に関する調査研究

①公衆衛生教育等の海外展開に関する調査研究

- ・ コロナ禍を踏まえ、我が国の公衆衛生教育等に関する調査研究を実施。



②アフリカにおける戦略的海外展開に関する調査研究

- ・ TICAD8の開催を捉え、With/Postコロナにおけるアフリカ諸国のニーズ把握・海外展開の方策等に関する調査研究を実施。



期待される効果

新型コロナ収束後の、**更なる日本の教育の国際化**（新たな教育プログラムの開発、国際教育連携の加速等）、**親日層の拡大・SDGsへの貢献**（各国との関係強化、相互理解促進）、**日本の経済成長への還元等**。

日本型教育の海外展開（EDU-Port ニッポン）（文部科学省）

海外展開案件の主な成果→相手国の学習指導要領に盛り込まれるなど、着実な成果が上がっているほか
首脳会談の成果文書に盛り込まれるなど、外交にも貢献

代表機関（展開国）	事業名／○概要★成果
香川大学 （カンボジア王国）	香川大学衛生教育および学校保健室体制モデルの進展事業 ○ カンボジア王国において日本型学校保健室体制構築事業を実施。 保健室担当教員と保健室管理を含む学校保健室体制モデル、トイレ・手洗い場を含む衛生教育モデル、保健テキストの開発、学校保健データの一元管理システムを整備。また、学校保健体制を維持する学校保健教育研究者育成のシステムを構築 ★カンボジア政府の「学校保健国家計画」に香川大学が開発した学校保健室体制が盛り込まれ、カンボジア教育省が、大臣通達においてモデル学校保健室を全学校に設置することを通知 ★カンボジア教育省のニーズに基づき、「カンボジア学校検診データ管理システム」アプリケーションを開発 ★学校保健に関する「保健マニュアル」（英語・クメール語）を発行し、カンボジア教育省へ送付
特定非営利活動法人 Colorbath （マラウイ共和国）	ICTを活用した学校保健環境の向上に関する実施調査 ○ 教師1名が生徒100名を担当するようなマラウイにおいて、効率的なクラス運営のための手法の共有や学校保健環境の向上に向けた実証活動を実施。またICTを活用して日本とマラウイの教員・生徒の相互交流や公開授業を実施し、互いに学びあう機会を創出。 ★ マラウイ国ムジンバ南部教育局や地元のモデル校の教員と共に教員研修活動方針の策定を行い、現地教師が今後のICT活用や衛生教育分野についての知識を向上させることにつながった。 ★山口県周南市教育委員会と連携し、市内学校教員や生徒を対象にマラウイ教員・生徒とのオンライン交流会を実施。交流会をきっかけに市内の小学生が作成したマスクがマラウイに届けられた。
ミズノ （ベトナム 社会主義共和国）	初等義務教育ヘキサスロン（運動プログラム）導入普及促進事業 ○ 授業数が限られ、運動要素（「走る」「跳ぶ」「投げる」）が少ないベトナムの体育授業の課題を改善し、運動することの楽しさと喜びを提供するとともに、健康増進に寄与することを目的として、ミズノ独自に開発した運動プログラムをベトナムの小学校に導入することを目指す。 ★日越首脳会談で採択された共同声明に、ベトナムにおける日本型教育の拡大が盛り込まれた ★ベトナムの新学習指導要領にヘキサスロン運動プログラムが採用され、ベトナム教育訓練省から発出された「国家指定備品リスト」にヘキサスロン用具が掲載 ★本事業に対し、ベトナム国家主席が特別感謝状を授与
千葉工業大学 （ベトナム 社会主義共和国）	ハノイ国家大学へのロボット教育プログラム導入 ○ ハノイ国家大学工科大学におけるロボット学科の開設に当初より協力。ベトナムには、ロボット学科がなく、カリキュラム・指導方法等のノウハウがなかったため、千葉工業大学の未来ロボティクス学科のノウハウを提供。シラバス、教材、授業ノート（英訳）の提供、教員研修やロボットの製作、実習指導等を実施。 ★現地大学内に共同で新設した「ロボット学科」が、2019年の入試平均点が最も高い学科となり、他大学からも同様の学科設置に向けた協力依頼を受ける。 ★技術指導を通じて現地教員が博物館の案内ロボットを開発し、ベトナム国家主席の前でお披露目された。



高専（KOSEN）の海外展開の状況

- 「日本型高専教育システム（KOSEN）」の導入支援を各国のニーズに応じて展開。
- 現在、重点3カ国（モンゴル、タイ、ベトナム）にリエゾンオフィスを設置、国立高専機構から常駐の所長（各1名）を派遣し、各国との協力体制を構築。
- 国立高専機構本部が支援協力校（国立高専24校）と連携し、学校の管理運営へのアドバイスや、教育カリキュラム・教材の共同開発、教員研修等の支援を実施。



モンゴル

- ・ モンゴル国教育科学省と国立高専機構の教育等の連携（2014年11月覚書）
- ・ 2016年のモンゴル国内の法改正により高専制度が学校教育制度に位置づけ
- ・ 2019年にモンゴル3高専で初の卒業生を輩出（これまで**400人が卒業**し、うち**70人以上が日本国内企業に就職**）
- ・ 2022年1月時点で3高専に1,180人が在籍



日本企業に就職した卒業生（2022.5）



タイ

- ・ タイの円借款事業で、2019年に日本型高専教育システムを導入した高専開設
(タイ高専プロジェクト)
- ・ 現在2高専に390人が在籍（志願倍率約30倍と高い人気）、2024年に一期生が卒業予定
- ・ 日本の国立高専へのタイ政府奨学金留学生受入れ（24人/年）



タイ高専での授業の様子（2022.5）



ベトナム

- ・ 日本型高専教育モデルの導入に向けた協働（2019年7月覚書）
- ・ 2019年以降、ベトナムの3工業短大にKOSENモデルコース（3年制・5年制コース）を開講
- ・ 現在3コースに521人が在籍し、2025年に5年制コースの一期生が卒業予定



商工短大での授業の様子（2022.6）